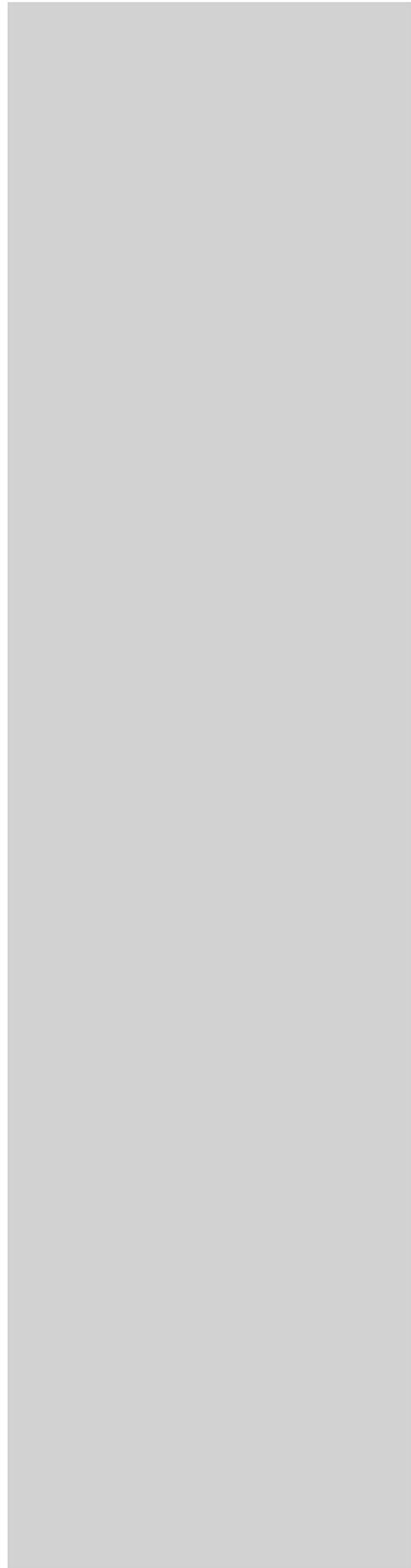


俱知安町緑の基本計画

令和●年●月

俱知安町



目次

1章 緑の基本計画の概要.....	5
1. 計画策定の背景と目的.....	5
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 緑の定義.....	5
4. 計画の対象区域.....	6
5. 計画期間.....	6
2章 現況把握.....	7
1. 倶知安町の概況.....	7
(1) 人口構成と将来人口.....	7
(2) 都市計画区域の状況.....	8
(3) 気候.....	9
2. 緑を取り巻く動向.....	10
(1) 環境問題の深刻化.....	10
(2) SDGsの推進.....	10
(3) 北海道新幹線の延伸.....	11
(4) 高規格道路の建設.....	11
(5) 関連計画.....	11
3. 倶知安町の緑の現況と課題.....	20
(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用.....	21
(2) 農地や森林の保全と活用.....	30
(3) 緑づくりの取り組み.....	36
4. 緑の機能・役割の新たな視点.....	39
(1) 都市緑地法等の法改正による新たな制度.....	39
(2) 防災・減災機能の重要性.....	40
(3) グリーンインフラの取り組みの推進.....	41
3章 評価の整理.....	42
1. 評価.....	42
(1) 前計画の概要.....	42
(2) 前計画の評価.....	42

4章 基本理念と基本方針.....	44
1. 基本理念.....	44
2. 基本方針.....	44
3. 系統別配置方針.....	46
(1) 環境保全系統の緑地の配置方針.....	46
(2) レクリエーション系統の緑地の配置方針.....	46
(3) 防災系統の緑地の配置方針.....	47
(4) 景観形成系統の緑地の配置方針.....	47
4. 将来像図.....	49
5. 計画の体系.....	50
6. 計画の目標水準.....	51
(1) 目標水準.....	51
5章 施策及び推進プログラム.....	53
1. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....	53
(1) 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり.....	53
(2) 倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進.....	55
(3) 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進.....	56
2. 緑化を推進する地域の方針.....	58
(1) 推進地域の方針.....	58
(2) 推進地域.....	58
6章 計画の推進に向けて.....	59
1. 推進体制.....	59
2. 計画の進行管理.....	59
参考資料	60
1 倶知安町の自生種.....	60
(1) 木本.....	60
(2) 草本.....	61
2 倶知安町の外来種.....	64
(1) 特定（要注意）外来種.....	64

1章 緑の基本計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

緑の基本計画は、市町村が都市緑地法に基づき、緑を守り、緑豊かなまちづくりを進めるうえで必要な目標や施策などを定め、総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

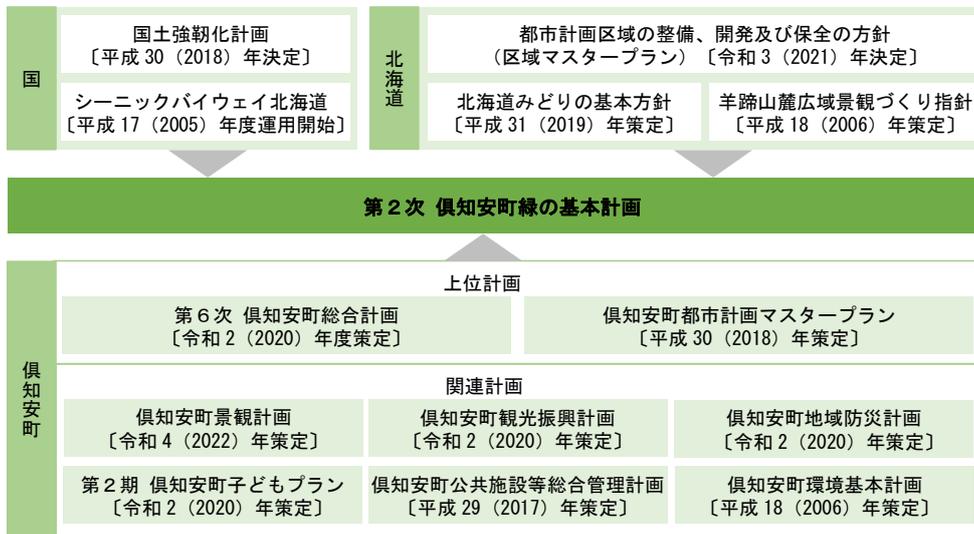
倶知安町では、環境問題への関心の高まりや、緑地や公園が災害時に担う機能の再認識などの社会動向を踏まえ、町が有する緑や公園について検討し、緑を守り育み、豊かな緑に囲まれた市街地を形成するための方策として、平成20（2008）年に「倶知安町緑の基本計画」を策定いたしました。

策定から10年以上経過し、社会情勢の変化から、既存の緑地や公園を含む倶知安町の緑について、保全や活用の方向性など、時代に即し、新たな視点を踏まえた見直しが求められます。

町民ニーズを把握した上で、今後も豊かな倶知安の自然を守り育てていくため、町内の緑づくりの基本指針となる「第2次倶知安町緑の基本計画」を策定いたします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国が定めている「国土強靱化計画」や「シーニックバイウェイ北海道」、北海道が定めた「北海道緑の基本方針」、「羊蹄山麓広域景観づくり指針」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）」、倶知安町の上位計画及び関連計画との整合性を図ったうえで、緑に関する総合的な計画として策定します。



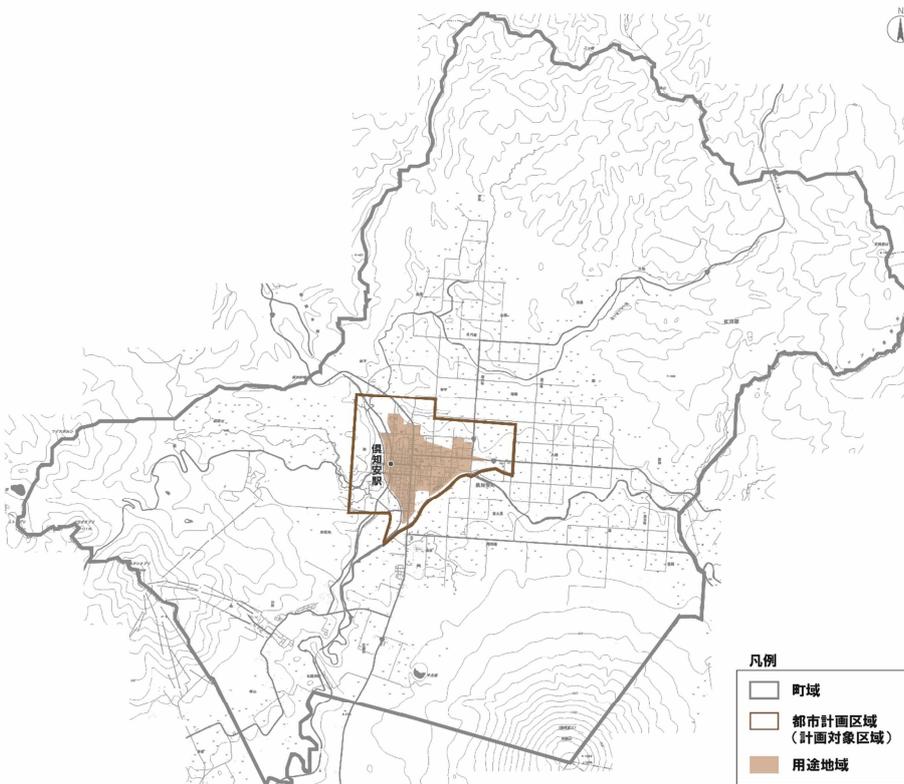
3. 緑の定義

本計画における「緑」とは、樹木や草花などの植物そのものだけでなく、樹林地、草地、農地、河川等の水辺や公園、緑地、広場等のオープンスペースのほか、街路樹や住宅地内の庭などにある緑、樹木や草花、水によって作られる環境全般を総称して「緑」と呼びます。

4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進を図る本計画の目的を踏まえ、倶知安都市計画区域（約1,140ha）を計画対象区域として設定します。

また、計画対象区域外でも、都市計画区域に隣接して施策を進める必要がある場合や、本町の緑づくりにおいて重要な地域や地区、緑地については、計画対象と考え、まち全体で緑に関する都市づくりに取り組みます。



計画対象区域

5. 計画期間

本計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和23（2041）年度までの20年間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを考慮し、時代に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

2章 現況把握

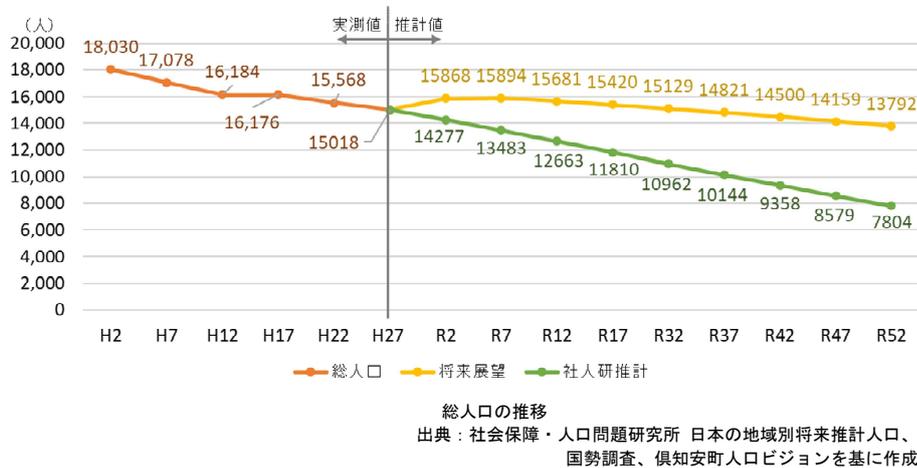
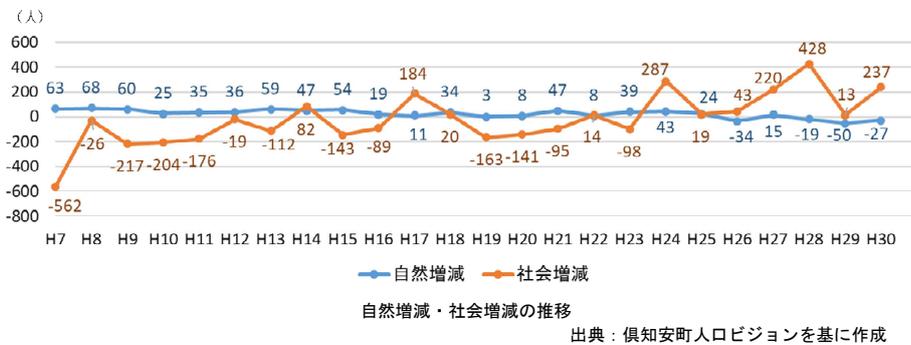
1. 俱知安町の概況

(1) 人口構成と将来人口

俱知安町の人口は、平成 27 (2015) 年の国勢調査で 15,018 人となり、平成 2 (1990) 年の 18,030 人から約 3,000 人減少しました。

人口動態の推移を見てみると、自然増減はわずかに減少しています。社会増減では年によってばらつきがありますが、平成 7 (1995) 年から比較すると増加傾向にあります。

約 30 年後の令和 37 (2045) 年の人口は、俱知安町人口ビジョンの将来展望によると約 14,821 人、社会保障・人口問題研究所の推計人口によると、10,144 人になると推計されており、人口減少は今後も進む見通しです。



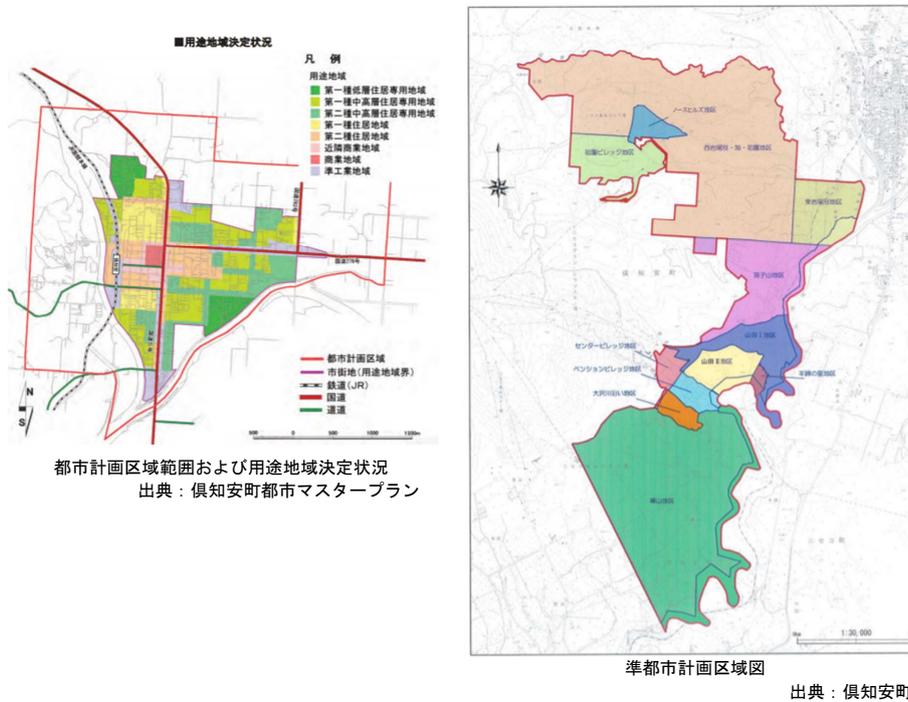
(2) 都市計画区域の状況

1) 都市計画

都市計画は、都市計画法^{***}に基づき定められた計画で、住みよい町にしていくことを目的に、目指すべきまちづくりの構想を基に、土地利用や都市施設などに関する計画を総合的かつ一体的に定めるものです。

倶知安町では、昭和24（1949）年に初めて都市計画区域を決定し、その後、用途地域、準防災地域の決定及び変更ののち、その後も適宜、用途の変更をしています。（都市計画区域1,140haのうち約36%が用途地域）

また、ニセコひらふ地区などのリゾート地を中心とした開発の拡大を受け、平成20年に指定した準都市計画区域内には、景観地区と特定用途制限地域を決定し、土地利用の整序および自然景観と環境の保全を図っています。（令和4（2022）年に見直す予定）

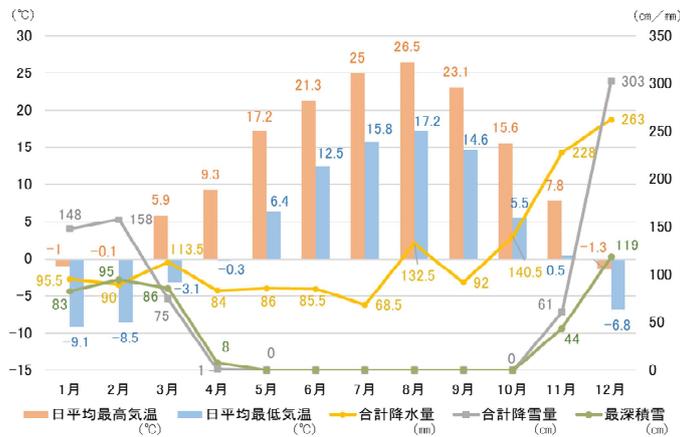


***※ 都市計画法：用途地域の設定など区域区分の制度をはじめ、基本的な土地利用規制について定めている法律であり、各種土地関係法令とも関連している

(3) 気候

倶知安町の気候で、最も特徴的なのは冬季の積雪量で、日本海から水分を含んだ季節風とニセコ山系や羊蹄山などによって囲まれた地形により、特別豪雪地域^{***}に指定されています。令和2(2020)年の日最低気温は、1月で約-9℃ですが、12月～2月では最低気温が-15℃を超える日もあります。また、年間の降雪量は10m近くにのびります。

冬季が印象的なこの町ですが、夏期は降水量も控えめで、令和2(2020)年の日平均最高気温も30℃以下と過ごしやすい気候です。



倶知安町の気象
出典：気象庁(2020年)データを基に作成

***※ 特別豪雪帯：積雪の度合いが高い地域の中でも特に高く、住民の生活や交通に支障が出ている地域

2. 緑を取り巻く動向

(1) 環境問題の深刻化

近年、私たちの生きる地球は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、森林破壊、騒音振動等の環境問題に留まらず、地球温暖化、気候変動、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染・海洋ゴミ、エネルギー問題など、環境を巡る多くの課題を抱えており、生態系への影響、食糧問題、異常気象、自然災害の発生等が懸念されています。

写真

国際的な温暖化問題への取り組みとして、温室効果ガスが気温上昇の原因の一つとして考えられていることから、平成9（1997）年の京都議定書では、二酸化炭素をはじめ6種類の温室効果ガスを指定し、その排出量削減を義務付けました。

平成29（2017）札幌管区気象台発行の「北海道の気候変化（第2版）」によると、世界の年平均気温は100年あたり約0.71℃の割合で上昇しており、これは、温室効果ガスの増加による地球温暖化による影響と自然変動が重なっていることが原因と考えられています。

日本でも世界の年平均気温の傾向と同じく、明治31（1898）年から平成27（2015）年の100年あたりおよそ1.16℃*の割合で上昇しています。

北海道の7地点（旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都、函館）の年平均気温は、明治31（1898）年から平成27（2015）年の100年あたり約1.59℃の割合で上昇しました。変化率が高い理由として、都市化の影響が比較的大きい観測点が含まれていることが考えられます。

日本海側の8地点（稚内、留萌、旭川、札幌、岩見沢、寿都、江差、倶知安）を平均した年最新積雪では、昭和35（1960）年からの10年あたり約5％の割合で減少しています。

後志地方でも、年平均気温の上昇や、真夏日の増加、真冬日の減少、大雨・短時間強雨の発生の増加が見られ、気象災害のリスクや健康被害のリスクの増大、自然生態系や観光業への影響が懸念されており、地球温暖化を含む気候変動への対策を講じることは急務です。

(2) SDGsの推進

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、持続可能でより良い世界を目指し決められた行動計画で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された世界共通の目標です。「持続可能な開発目標（SDGs）」には、令和12（2030）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが定められ、発展途上国のみならず先進国自ら取り組むユニバーサルなもので、「誰一人取り残さない」ことを掲げています。貧困、平等、エネルギー問題、気候変動などの課題を解決するため、国も積極的に目標達成へ向けた取り組みを展開しています。

図など

また、平成31（2019）年に（倶知安町）で開催された「G20北海道倶知安観光大臣会合」において、観光による持続可能な開発目標（SDGs）への貢献の推進を掲げた北海道倶知安宣言が採択され、SDGsを意識した観光分野での取り組みの展開が期待されています。

* 観測データの均質性が長期間維持され、かつ都市化の影響が比較的小さいとみられる気象庁の観測地点（網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、多度津、宮崎、名瀬、石垣島）を対象に解析。

コメント 1 NEC

以下参考：札幌管区気象台 気象庁ホームページの地域情報 イシカリ空知後志地方 北海道の気候変化

<https://www.data.jma.go.jp/sapporo/bosai/publication/kiko/kiko.html>

北海道地方 地球温暖化予測情報 地域版リーフレット

<https://www.data.jma.go.jp/sapporo/bosai/publication/kiko/gwp9/gwp9.html#leaflet>

参考：北海道の気候変化第2版

<https://www.data.jma.go.jp/sapporo/bosai/publication/kiko/kikohenka/kikohenka.html>

コメント 2 NEC

参考：国土交通省観光庁 [G20北海道倶知安観光大臣会合を開催しました～北海道倶知安宣言を採択～ | 2019年 | 報道発表 | 報道・会見 | 観光庁 \(mlit.go.jp\)](#)

G20 北海道倶知安観光大臣宣言（仮訳）

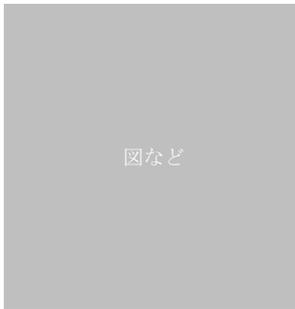
[001314848.pdf \(mlit.go.jp\)](#)

(3) 北海道新幹線の延伸

平成 24 (2012) 年に工事実施計画が認可され、新函館北斗から倶知安町を通り札幌までつながる北海道新幹線は、令和 12 (2030) 年度末の開業を目指し、整備が進められています。

令和 2 (2020) 年より、駅舎デザインに関する要望、新幹線駅舎と一体的に整備を検討している都市施設の規模や配置、駅前広場の歩行空間のあり方や市街地との連携など、賑わいづくりに向けた駅周辺施設のあり方について検討しています。

また、令和 4 年度策定予定の(仮) 倶知安町景観計画では、新幹線開通で増加が見込まれるまちの玄関口として、倶知安駅周辺の良好な景観形成のため、重点的な地域としてガイドライン等を定め、適切に誘導を図っていくこととしています。

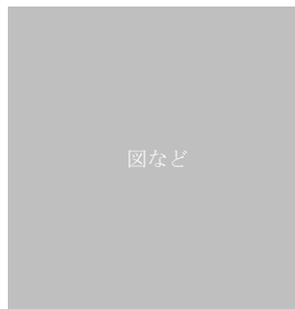


(4) 高規格道路の建設

新千歳空港や札幌と国際的観光リゾート地であるニセコエリアへのアクセス性向上や、災害時におけるルート確保、救急医療病院への搬送時間の短縮、物流の効率化などを目的とし、一般国道 5 号倶知安余市道路(余市・倶知安間延長 39.1km) の整備が進められています。

余市・共和間は平成 26 (2014) 年度に、共和・倶知安町間は平成 28 (2016) 年度に事業化しています。

今後の高規格道路の開通に伴い、倶知安町においてもリゾートエリアのみならず市街地での開発の活発化や来訪者の増加などが見込まれますが、その反面、農地や森林など自然環境への影響、建物の過密化やインフラへの過剰な負荷による住環境への影響などが懸念されます。



コメント 3	NEC
参考：一般国道 5 号 倶知安余市道路 (倶知安～共和、共和～余市) 再評価原案準備書説明資料 (北海道開発局)	
国道 5 号 倶知安余市道路 (共和～余市) 着工式開催プレスリリース (国土交通省小樽開発建設部 広報官)	

(5) 関連計画

1) 国における取組

① 国土強靱化計画 [平成 30 (2018) 年 12 月閣議決定]

a. 概要と理念

「強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (平成 25 年法律第 95 号)」に基づき、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ことを目的として策定された計画です。

理念に含めている基本目標を「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」とし、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う事も掲げています。

本計画に関わる内容は、施策分野ごとの推進方針の住宅・都市分野と、農林水産分野、環境分野で触れられています。

【施策分野ごとの推進方針】※要約抜粋

○住宅・都市分野

- ・公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備などを進め、避難路等の安全を確保する取組推進。
- ・防災拠点、学校施設、社会教育施設、体育施設は、耐震対策、老朽化対策等を進める。
- ・指定避難所となる施設等の耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、バリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める。

○農林水産分野

- ・農業水利施設等の長寿命化等の推進、森林の整備・保全など、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化。グリーンインフラの効果が発揮されるよう考慮し取組を推進。
- ・地域の植生や早生樹の活用等、自然との共生の視点も含め、農業・林業等の生産活動を持続し、地域資源の活用を図り適切に保全管理することで、農地・森林等の荒廃を防ぎ国土保全機能を適切に発揮。森林経営の集積・集約化を図り、間伐や再造林、鳥獣害対策等による多様で健全な森林の整備を推進。地域材の積極的な利用及び土木・建築分野での GLT（直交集成板）等の木材利用のための工法の開発・普及。
- ・地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

○環境分野

- ・地域循環共生圏の創造を推進し、自立・分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能の活用等を通じて、地域資源の活用を通じた地域のレジリエンス向上に貢献。
- ・自然環境が持つ防災・減災機能を評価し、地域の特性に応じたグリーンインフラの機能を活用した防災・減災対策を推進。森林等の荒廃拡大を防ぐため、鳥獣害対策と自然公園等の整備・長寿命化対策を推進。

② シーニックバイウェイ*北海道〔平成 17（2005）年度運用開始〕

a. 制度の目的と取組内容

道を通して北海道独自の景観や自然などの地域資源を活かし、美しく個性的な北海道の環境づくりの実現を、地域と行政が連携して目指す取り組みです。令和元（2019）年時点で、13 の指定ルートがあり、倶知安町も支笏洞爺国立公園とニセコ積丹小樽国定公園を走行する支笏湖洞爺ニセコルートに含まれています。指定ルートでは、沿道の植栽や清掃活動、各種ツアーやイベントなど、「美しい景観づくり」・「活力ある地域づくり」・「魅力的な観光空間づくり」に取り組む様々な活動が実施されます。

令和 3（2021）年 4 月には国道 276 号の町内八幡・喜茂別町間の 22km が「秀逸な道」に認定され、今後更なる魅力的な道としての沿道の風景づくりが期待されます。

本計画に関連する内容は、「美しい景観づくり」で触れられています。

【主な活動】

○美しい景観づくり：活動団体や地域間の連携などにより、沿道景観をより魅力的にする活動。

- ・沿道の清掃活動
- ・植栽活動による広域的な花ロードづくり
- ・現地調査によるルート内の沿道景観診断
- ・ビューポイントの調査・維持管理
- ・広域的な看板の撤去・集約化や統一性のある看板整理の提案

○活力ある地域づくり：地域資源を生かしたまちづくりの勉強会など、地域の誇りを育む活動。

- ・まちづくりのシンポジウムや講演会などの開催
- ・沿道景観をテーマにしたフォトコンテストの実施
- ・歴史的建造物など、地域資源を生かしたまちづくり
- ・周遊ルートづくりや気軽に立ち寄れる案内所の開設

<秀逸な道プロジェクト：魅力ある道路景観を有し、道路管理者と地域が重点的に景観保全を行なう箇所>

- ・道路を走って魅力的（一定の延長の道路区間）
- ・道路脇の景観が魅力的（ビューポイント）
- ・道路自体が魅力的（道路区間+ビューポイント）

***※ シーニックバイウェイ：景観やシーンを意味する「シーニック(Scenic)」と、わき道やより道を意味する「バイウェイ(Byway)」からなる言葉。

2) 北海道における取組

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）〔令和3（2021）年決定〕

a. 目標年次 令和12（2030）年

b. 基本理念と方針

区域マスタープランは、都道府県が都市計画区域ごとに定める都市計画の総合的な方針で、倶知安町においては令和3（2021）年3月に決定しました。

本町の都市計画区域における今後の都市づくりの基本理念については、後志管内の地域中心都市としての役割を担い、まちの発展と自然の保全・活用を一体としたこれまでのまちづくりを受け、今後予定されている後志自動車道 倶知安 I C（仮称）計画や北海道新幹線 倶知安駅開業や、国際リゾート地として外国人の転入や外国資本の参入による環境の変化、人口減少と少子高齢化を想定し、今後は都市の防災性向上を図りながらコンパクトな都市構造の維持し、行政の維持管理コストや環境負荷の少ない都市づくりを目指すとともに、暮らしやすく過ごしやすい環境づくりに向け、多様な人々が集い、豊かな自然と共生しながらにぎわいを創出する都市づくりを目指すこととしています。

主要な都市計画の決定の方針は、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」、「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」、「自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針」といった4つの項目に分け示されており、本計画と関連する内容は、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」、特に「自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針」で触られています。

【主要な都市計画の決定の方針】

○自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

＜基本方針＞本区域の緑地形態に即応し、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統の機能が総合的に発揮され、緑のネットワーク形成やコンパクトなまちづくりに対応するよう公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

＜緑地の配置の方針＞

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・ 尻別川と倶知安川の河川空間を緑の骨格、干害防備保安林と保健保安林を有する旭ヶ丘公園を緑の拠点に。
- ・ 自然環境の保全と共生ができる施設として、様々な樹種が植生されている百年の森公園を配置。

b レクリエーション系統

- ・ 日常的活動に対処する緑地として中央公園を、週末圏的活動に対処する緑地として旭ヶ丘公園を配置。
- ・ 自然とふれあいのできる施設として百年の森公園を配置。

c 防災系統

- ・ 一時的な避難場所及び防災活動の拠点として、オープンスペースを有する旭ヶ丘公園及び中央公園を配置。

d 景観構成系統

- ・ 緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全、市街地西部及び北部の樹林地の保全を図る。
- ・ 市街地内においては社寺林の保全に努め、積極的に公共施設緑地を取り込むことで緑化に努める。
- ・ 北海道新幹線 倶知安駅の駅前広場及び駅周辺において緑化に努める。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

- ・ 区域内の公園緑地の適正配置を進める。 ・ 公園緑地等が都市の利便性上より有効となるように配置。

＜実現のための具体の都市計画制度の方針＞

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえ、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

② 北海道みどりの基本方針〔平成 31（2019）年策定〕

- a. 対象期間：長期的な方針として策定するものとし、計画期間を定めない
b. 今後の目標

「北海道広域緑地計画」の目標年が平成 30（2018）年としていることから、社会情勢の変化を踏まえ、これまでの公園等緑地の「量の確保」に加え、防災機能など多面的な機能の利活用を図る「質の向上」を重視していくことを目標とした「北海道みどりの基本方針」と改題して改訂されました。

本計画にはすべての方針、施策で関連しています。

【方針】

方針 1 みどりのストック効果を高めるマネジメントの実践

- ・みどりが持つストック効果の創出
- ・都市公園等の戦略的配置とネットワーク化
- ・グリーンインフラに関する取組の推進

方針 2 官民連携によるみどりマネジメントの実践

- ・多様な主体によるみどりの管理運営強化

方針 3 柔軟に使いこなす都市公園等マネジメントの実践

- ・子育て支援や福祉などさまざまな視点で都市公園等を使いこなす

【施策】

施策 1 市町における緑の基本計画の充実化、高度化

施策 2 公園施設等長寿命化計画への積極的な取組

施策 3 各種制度等の戦略的な活用～都市計画制度、PPP/PFI～

③ 羊蹄山麓広域景観づくり指針〔平成 18（2006）年策定〕

- a. 羊蹄山広域景観づくりの目的と基本方針

羊蹄山麓地域*において、行政界を越え広域に広がっている美しい景観を協力して守り、育て、魅力ある地域を創造し、未来へ引き継いでいくための目標と方針が掲げられています。

本計画に関連する内容は、「山並景観」、「水辺景観」、「田園景観」、「市街地景観」で触れられています。

【基本方針】

○山並景観

- ・山並のスカイラインを損なわないように努める。
- ・森林の開発においても美しい森林景観の保全に努める。

○水辺景観

- ・尻別川とその支流の固有の生態系の保全・回復とともに豊かな水辺景観を進める。
- ・河川利用者のマナーの普及と尻別川利用についてのルールづくりを進める。

○田園景観

- ・農作物のブランド力の向上を図り、農業経営を安定させ、田園景観の維持・向上に努める。
- ・景観作物などの新たな田園風景の創出や廃屋などの適切な管理に努める。

○沿道景観

- ・道路工作物などの景観阻害要素の改善に努めます。
- ・ビューポイントや案内標識など景観を楽しむための施設整備にも努める。

○市街地景観

- ・自然や風土・気候を大切に街づくりを進める。

○観光地景観

- ・観光地の土地利用、建物屋外広告物などが、周囲の自然・田園景観と調和するように努める。

*** 羊蹄山麓地域：蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

3) 倶知安町における取組

① 第6次倶知安町総合計画〔令和2(2020)年度策定〕

- a. 計画期間 令和2(2020)年度～令和13(2031)年度までの12年間
b. 目指す町の姿(将来像)

「いつまでも住み続けたい町“くっちゃん”」の実現のため、暮らし分野及び交流・観光分野それぞれについて、目指す町の姿や重点施策を掲げています。

本計画に関連する内容は、特に暮らし分野の「帰ってきたくなる故郷(まち)にする」、「住みたくなる都市(まち)にする」、「新幹線・高速道路によって人と地域がつながるまちにする」、交流・観光分野の「交流エリアとしての質を高める」で触れられています。

いつまでも住み続けたい町“くっちゃん”

- | | |
|---|---|
| ○交流エリアとしての質を高める
・羊蹄山・ニセコ連峰の環境保全 | ○帰ってきたくなる故郷(まち)にする
・自然の恵みを活かしたまちづくりの推進 |
| ○住みたくなる都市(まち)にする
・豪雪の町でも暮らしやすい克雪の取り組みの充実 | ○倶知安らしい魅力を備えた質の高い住生活
○新幹線・高速道路によって人と地域がつながるまちにする
・まちの賑わいを生かしてつなぐ土地の利用 |

② 倶知安町都市計画マスタープラン〔平成30(2018)年3月策定〕

- a. 計画期間 平成30(2018)年～平成50(2038)年までのおおむね20年間
b. 都市の将来像と基本目標等

「ふれあい豊かに質の高い暮らしと文化があるまち」の実現のために、5つの基本目標を掲げ、土地利用、交通体系、環境共生、防災都市づくり、景観づくりの5つの分野について方針を定めています。

本計画に関連する内容は、特に土地利用分野の「市街地を取り巻く自然環境の保全」、環境共生分野の「身近な緑の保全と創出」、景観づくり分野の「広大な自然景観の保全」で触れられています。

**ふれあい豊かに質の高い暮らしと文化があるまち
～多様な人が集い・にぎわい豊かな、未来へ飛躍する自然と共生するまち～**

- | | |
|---|---|
| ○市街地を取り巻く自然環境の保全
・多面的機能を持つ優良農地の保全
・健全な森林環境の保全
・うろおいある水辺環境の保全 | ○広大な自然景観の保全
・羊蹄山・ニセコ連峰の眺望保全
・周囲の景観と調和する開発の誘導
・尻別川の水辺景観の保全 |
| ○身近なみどりの保全と創出
・拠点的な公園等の機能維持
・身近な公園・緑地の保全・整備
・市街地内における緑化の推進 | ○人々を迎える魅力的な街並みの形成
・町全体の景観の向上
・町の顔となる倶知安駅周辺の景観形成
・魅力的なりゾート地区の景観形成 |

③ 倶知安町景観計画〔令和4（2022）年●月策定〕

a. 基本理念・基本方針

基本理念を「未来へつなぐ羊蹄の輝き」とし、実現のための行動指針を「先人から受け継いだこの大地を大切にし、愛着と誇りを育み、次の世代につなげる」と掲げ、基本方針を示しています。

本計画と関連する内容は、基本方針1、基本方針2、基本方針3の基本方針と、方針ごとの景観まちづくりの取組で触れられており、また、景観形成基準における緑化率の設定も示されています。

未来へつなぐ羊蹄の輝き

＜先人から受け継いだこの大地を大切にし、愛着と誇りを育み、次の世代につなげる＞

基本方針1 豊かな緑と水をいかす

- ・羊蹄山とニセコ連峰、緑豊かな森林や河川の環境を守ります。
- ・羊蹄山や尻別川など、この町に関わる全ての人の「ふるさと」を象徴する風景を大切にします。

基本方針2 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業

- ・私たちの営みと暮らしを支える農林業に関心を持ち、交流を通じて農林業とのつながりを大切にします。
- ・私たちの「原風景」として記憶に残り、まちの自然と暮らしの豊かさを印象づける農林業景観を大切にします。

基本方針3 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり

- ・身近にみどりの潤いと街並みの清潔さを保ち、安全安心で住み心地の良い生活環境をつくります。
- ・後志地域の中心として、魅力的な市街地の形成に努めます。
- ・まちを印象付ける自然景観や農業景観を大切にしながらの眺望を大切にします。

基本方針4 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める

- ・豊かな自然環境と開発のバランスを取りながら、エリアの価値を高める持続可能なリゾート地景観をつくります。
- ・地域の暮らし・産業・歴史を理解し、それらを表す資産を大切に活かします。

基本方針5 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる

- ・道ばたに落ちているゴミを見つけたら拾うなど、私たち自身の目ごころの行動から、心に潤いのある美しい景観文化を育みます。
- ・倶知安の成り立ちや歴史、様々な環境を知ることによる「守る」大切さを学ぶ機会と、様々な人が様々な場面でこれらを「伝える」機会を創出し、地域への誇りを育みます。
- ・景観資源に触れる体験を創出し、人と人とのつながりを通して今ある資源を「活かす」創造力を養い、この地域に愛着を育みます。

④ 倶知安町観光振興計画〔令和2（2020）年3月策定〕

a. 計画期間 令和2（2020）年度～令和13（2031）年度までの12年間

b. ビジョンと5つの戦略

「観光で『地域』が元気になる」というビジョンの実現のため、空間、産業、住民の3つの視点を設け、「持続可能性の確保」、「リゾートの魅力向上」、「滞在環境の向上」、「平準化の促進」、「人材の確保・定着・育成」、「住民生活の質向上」の5つの戦略を掲げています。

本計画に関連する内容は、特に「リゾートの魅力向上」と「滞在環境の向上」で触れられています。

観光で「地域」が元気になる

戦略2 リゾートの魅力向上

- ①リゾートエリアのシンボルゲートの創出 ・シンボル空間としての「広場」の整備
- ④農業と観光の連携
 - ・水田に映し出される「逆さ羊蹄」、じゃがいもの花、緑の中の麦畑などの田園風景を本町、北海道の自然美を象徴する風景として、保全・活用する。(本文要約)
- ⑤水辺景観の保全と活用
 - ・尻別川においては、(中略)水と緑の水辺景観の保全を図りつつ、水辺の魅力を感じることができる親水空間として、関係機関と連携しながら維持を図る。

戦略3 滞在環境の向上

- ③トレイル(歩行者・自転車)ネットワークの形成
 - ・沢・川を利用した散策路や森林を散策できるトレイルコースなどの整備

⑤ 倶知安町地域防災計画〔令和2(2020)年策定〕

a. 目的、防災ビジョン等

町、各防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民が、相互に協力・連携する防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進していくことを計画の目的とし、防災ビジョンとして「防災予防活動の強化」、「防災協力体制の確立」、「災害時の生活対策の充実」を掲げています。

本計画と関連する内容は、「災害予防計画」で公園が避難所に指定されているほか、「地震災害対策計画」、「災害応急対策計画」、「事故災害対策計画」、「災害復旧・被災者援護計画」でも触れられています。

町、各防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民が、相互に協力・連携する防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進していく

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○災害予防計画 <ul style="list-style-type: none"> <災害につよいまちづくり> -都市防災環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公園・緑地・広場(オープンスペース)等の整備 <避難体制整備計画> -避難誘導体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な避難路の指定、整備指定避難所等への案内標識の設置地域のコミュニティを活かした避難活動の促進 -避難所の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の指定 ・指定管理者との避難所運営に関する役割分担 ○事故災害対策計画 <ul style="list-style-type: none"> <林野火災対策計画> -予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一般入林者対策へ火の不始末による出荷の危険性の啓発 ・火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守。など | <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害対策計画 <ul style="list-style-type: none"> <地震に強いまちづくり推進計画> -地震に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難地として都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導。 -建物の安全化 <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等について、耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。 ・町及び国、道は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。 -復旧対策基地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。 ○災害復旧・被災者援護計画 <ul style="list-style-type: none"> <災害復旧計画> -復旧事業計画※公共土木施設災害復旧事業計画として河川、公園が含まれている |
|--|--|

⑥ 第2期俱知安町子どもプラン〔令和2（2020）年3月策定〕
（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画）

- a. 計画期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間
b. 基本理念と施策の基本目標

「すべての子どもが明るく健やかに成長できるまち 俱知安」を基本理念に掲げ、「地域における子育ての支援」、「母と子どもの健康の保持・増進」、「子どもの教育環境の整備」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「子どもの権利と安全の確保」、「支援を必要とする子ども等への取組の推進」の7つを基本目標としています。

本計画に関連する内容は、「子育てを支援する生活環境の整備」における施策で、具体的な取組を示しています。

ふれあい豊かに 質の高い暮らしと 文化があるまち
施策の目標④子育てを支援する生活環境の整備

○安心して外出できる環境の整備

＜公共施設のユニバーサルデザインの推進＞

- ・新たに建設される公共施設等は施設全体のバリアの解消を図り、ユニバーサルデザインを推進
- ・多目的トイレの設置やトイレ内にベビーシート・ユニバーサルシートの設置

＜防犯灯の新設・敷設替の支援・管理＞

- ・町内会等の防犯灯の新設、敷設替及び維持補修に対する支援
- ・町公設街路灯の維持管理の実施

○子どもの遊び場の整備

＜子どもの遊び場の整備＞

- ・俱知安町公園施設長寿命化計画に沿って老朽化施設の健全度を把握、定期点検等で安全性を確保
- ・社会資本整備総合交付金等を活用し、各種公園施設を計画的かつ効率的に改修・更新
- ＜冬期間の公共施設における遊び場の確保＞
- ・体育館や世代交流センターの開放
- ・旭ヶ丘公園等を住民が安全で気軽に活動できる場所として整備

⑦ 俱知安町公共施設等総合管理計画〔平成29（2017）年3月策定〕

- a. 計画期間 平成29（2017）年度～令和37（2055）年度までの39年間
b. 管理の方針

管理の方針として「公共施設等の長寿命化」、「更新・維持管理費及び施設等総量のマネジメント」、「施設等の安全性確保とサービス水準の維持」、「コンパクトなまちづくりとまちの質を高める施設等の適正配置」、「総合的・戦略的な施設管理のための体制整備」の5つを掲げています。

本計画には、全方針を通して関連しています。

【公園施設等の管理の基本的な方針】

- ・施設の老朽度を適宜把握しながら、避難施設等の位置づけや利用状況などをふまえ、今後の施設のあり方、改修等の対応方針を検討
- ・公園施設は、「俱知安町公園施設長寿命化計画」の方針に基づいて、施設の延命を図る。
- ・その他の施設については、遊休施設も含め、地域の資源として施設を有効に活用していくことを基本的考えとしながら、利用状況やニーズをふまえ、可能な施設については総量の削減に努める。

⑧ 倶知安町環境基本計画〔平成18(2006)年3月策定〕

a. 計画期間 平成18(2006)年度～令和7(2025)年度までの20年間

b. 基本理念と5つのプロジェクト

複雑かつ深刻化する環境問題に適切に対応するために策定された、環境問題全般についての体系的な整理と課題解決策を示した計画で、「協働で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり」を基本理念に、環境を見直すはじめの一歩として地域特性を反映した、地区ごとの5つのプロジェクトを設定しています。

本計画には、全編を通して関連しています。

協働で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり

【「環境を見直すはじめの一歩」プロジェクト】

○クトサン川と硫黄川の自然の循環を再生する（北部地区）

○羊蹄とニセコの森の機能を再生する（南西部）

○水田と百年の森の生態系を再生する（東部地区）

○街路樹と花で市街地景観を再生する（市街地区）

○多様な野生生物種の生息状況を調べる（全域）

○街路樹と花で市街地景観を再生する

・都市公園や街路樹などの樹種調べ

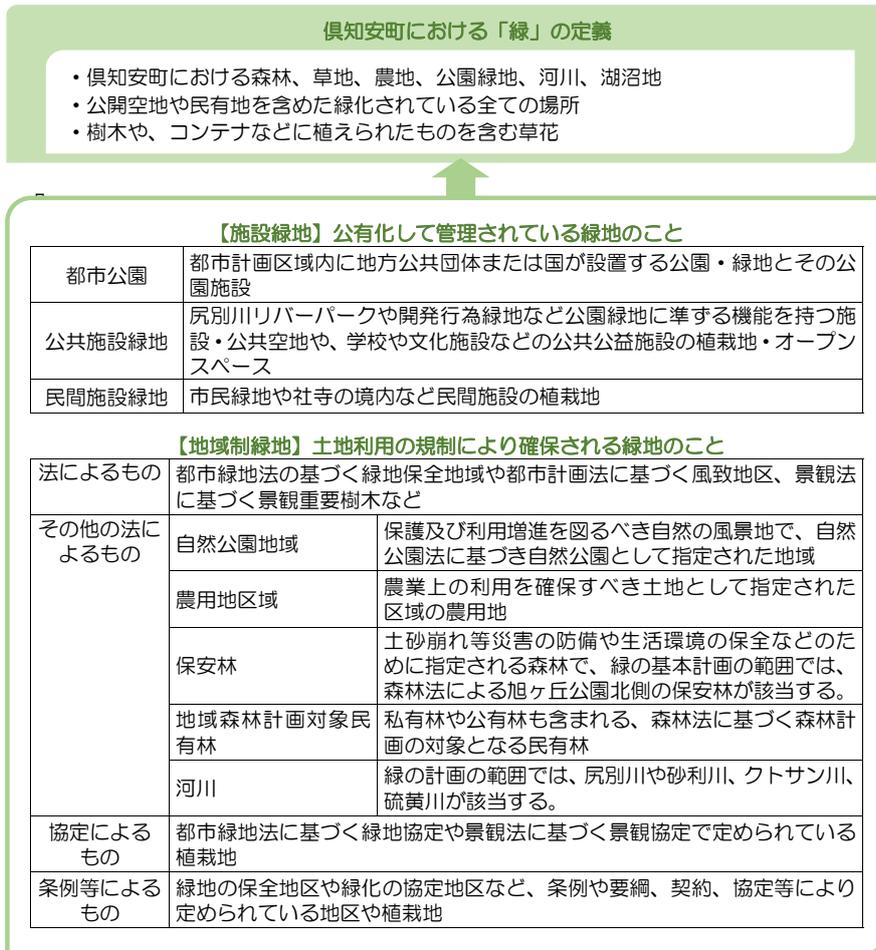
・街路の植栽柵の花と緑づくり

・街路樹や公園以外の市街地の緑の回廊

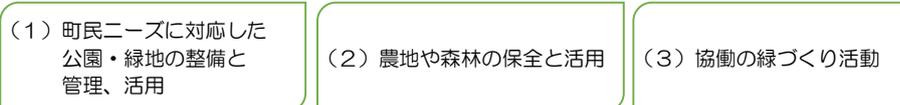
づくりの検討

3. 倶知安町の緑の現況と課題

まず、本計画における「緑」を以下のように整理します。



次に、倶知安町の緑について、以下の3つの観点から現況と課題を整理しました。



(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用

1) 現況

① 施設緑地の現況

本計画対象区域内における施設緑地は、都市公園、公共空地や公共公益施設の植栽地を指す公共施設緑地のほか、民間施設緑地を対象としています。

都市公園は、用地地域面積407.7haに対して9.6ha(2.3%)の緑地量です。また、都市計画区域面積1,140haに対しては、60.5ha(5.3%)の緑地量となっています。

公共施設緑地全体では、用途地域面積に対して16.1haを(3.9%)、都市計画区域全体では、都市計画区域面積に対して88.9ha(7.8%)の緑地量となっています。

社寺などの民間施設緑地は、用途地域面積に対して3.0ha(0.7%)、都市計画区域全体では、都市計画区域面積に対して3.2ha(0.3%)の緑地量となっています。

施設緑地内の農地は、用途地域面積に対して28.5ha(7.0%)、都市計画区域面積に対しては、222.2ha(19.5%)の緑地量です。

これら全体を合わせると、施設緑地は用地地域面積に対して57.1ha(14.0%)、都市計画区域面積に対しては、374.8ha(32.9%)の緑地量となっています。



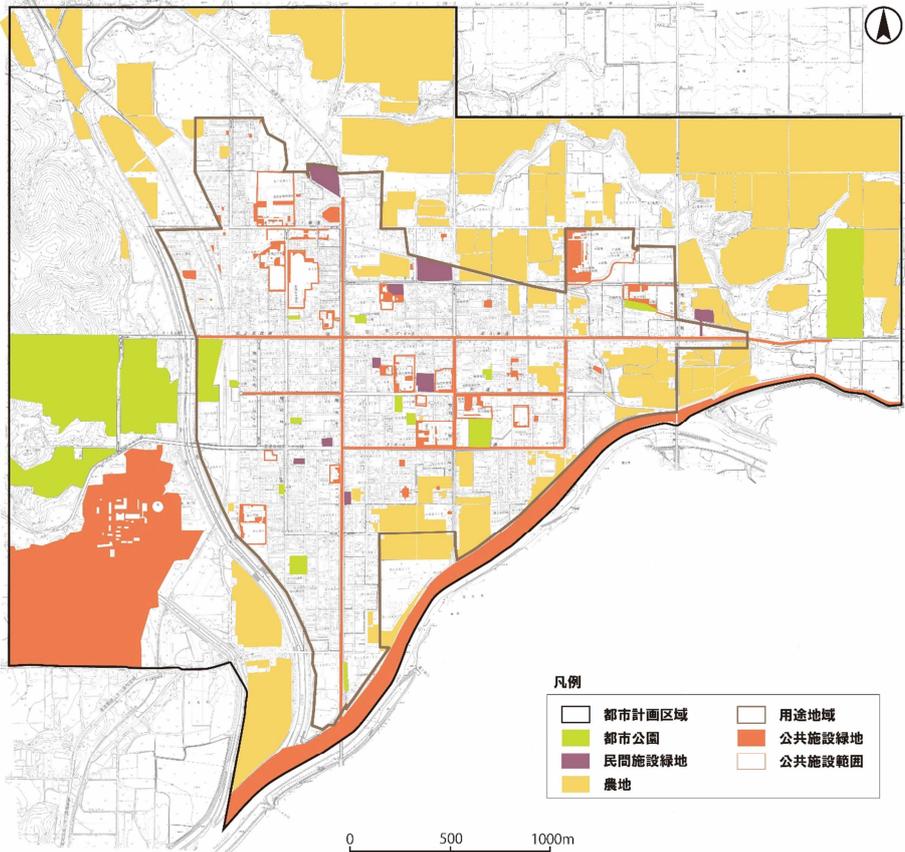
コメント 4 NEC
施設緑地表の公共公益施設の公共施設緑地の所に関して第8回資料作成時の倶知安町さんのコメント！
この面積について、「植栽地」→「オープンスペース」とすべきかなと考えており、精査したいと思います。(なお、今後のデータ活用として、各施設における航空写真による緑化範囲を示した図も作成いただきたいです)
学 校 系：グラウンド、遊具のあるスペース、庭、一団の林 ※農高の畑や、緩衝帯は除く
事務所系：憩いのスペース、庭園など ※緩衝帯は含めない

区分	①用途地域内 407.7 ha			②用途地域外 732.4 ha			①+②都市計画区域 1,140 ha			備考	
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	用途地域内に対する割合 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	用途地域外に対する割合 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	都市計画区域に対する割合 (%)		
都市公園	12	9.6	2.3	2	51.0	7.0	13	60.5	5.3	用途地域外：百年の森、旭ヶ丘公園の一部	
公共施設	公共施設緑地 (公共空地)	23	3.2	0.8	1	11.5	1.6	24	14.7	1.3	公営住宅公園、開発行為緑地、民別川リバーパーク(用途地域外)
	公共施設緑地 (公共公益施設の植栽地)	18	12.8	3.1	1	61.2	8.4	19	74.0	6.5	教育施設、行政施設、文化施設
	街路樹	14	0.1	0.02	2	0.1	0.02	16	0.2	0.02	緑樹帯(樹木本数：用途地域内289本、用途地域外77本)
	小計	55	16.1	3.9	4	72.8	9.9	59	88.9	7.8	
民間施設緑地 (植栽地)	9	3.0	0.7	1	0.2	0.02	10	3.2	0.3	社寺の植栽地	
農地	130	28.5	7.0	327	193.8	26.5	457	222.2	19.5		
計	206	57.1	14.0	334	317.7	43.4	539	374.8	32.9		

※面積は図上計量による

注) 割合の数値は四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

都市計画区域内の施設緑地



施設緑地位置図

② 都市公園開設状況

倶知安町の都市公園は、都市計画区域内に大小 13 箇所あり、そのうち 2 か所が都市計画決定を受けています。

平成 9 年の百年の森公園（用途地域内では、平成 8 年の中央公園）以降、新たな設置はありませんが、都市公園の整備や適切な維持管理に努めてきました。

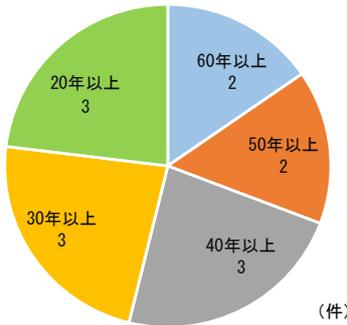
都市計画区域内における町民一人当たりの公園面積は 48.8 m²で、北海道全体の一人当たりの公園面積 28.9 m²を大きく上回る広さです。

30 年以上経過した公園が全体の 7 割を超えておりますが、都市公園内の老朽化している遊具・施設については、「倶知安町公園施設町長寿命化計画」に基づき、必要に応じて撤去または更新をしています。



都市計画区域公園面積（都市公園）	605,400 m ²	※都市計画区域人口は令和 2 年 3 月 31 日時点の人口
都市計画区域内人口	12,400 人	※公園面積は令和元年度の面積
倶知安町民一人当たりの公園面積	48.8 m ² /人	※北海道及び全国の一人当たりの公園面積は平成 31 年 3 月 31 日時点/特定地区公園は含まない（出典：北海道ホームページ）
北海道の一人当たりの公園面積	28.9 m ² /人	
全国の一人当たりの公園面積	10.5 m ² /人	

都市公園区域内における一人当たりの公園面積



経過年数	公園
60 年以上	旭ヶ丘公園, どんぐり公園
50 年以上	白樺公園, みどり公園
40 年以上	あかしや公園, さくら公園, ちびっこ公園
30 年以上	レルヒ記念公園, しらゆき公園, 六郷鉄道記念公園
20 年以上	駅前公園, 中央公園, 百年の森公園

※経過年数は、令和 3 年度末における年数

都市公園の開設からの経過年数

公園名	長寿命化対象施設	実施の有無	実施状況	実施年度
どんぐり公園	複合系遊具	○	修繕	H27
	ジャングルジム		未実施	-
しらゆき公園	ブランコ	○	更新	4 連コンビブランコ H30
	シーソー	○	更新	4 人乗りシーソー H30
六郷鉄道記念公園	コンビネーション	○	修繕	H29
	ターザンロープ	○	修繕	H29
	トイレ	○	改修	バリアフリー化 H25
旭ヶ丘公園（わんぱく広場）	コンビネーション	○	更新	大型鋼製複合遊具 H28
	ジャングルジム		未実施	-
	スプリング遊具	○	撤去	H24
	トイレ	○	更新	h29
旭ヶ丘公園（水遊び広場）	コンクリートアニマル	○	撤去・新設	鋼製複合遊具 H27
	プレイハウス	○		
	じゃぶじゃぶ池	○		

公園施設の長寿命化実施状況（H24～）

③ レクリエーション施設の現況

本計画対象区域内のレクリエーション施設は、次のとおりです。

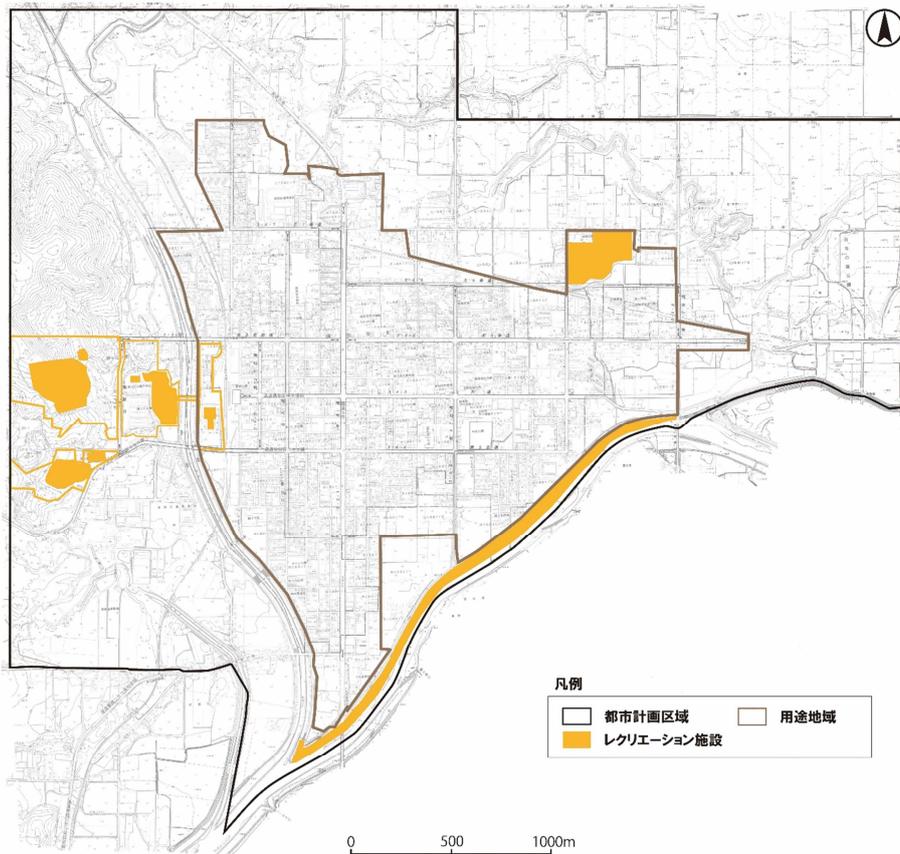
番号	施設名	所在地	設置年月	建物・施設面積 (㎡)	施設の概要
①	旭ヶ丘公園	宇旭	S39. 7	11, 500	2 面
②			S39. 10	162, 200	ペアリフト 1 基
③			S59. 5	2, 960	軟式用 5 面
④			H11. 5	30, 000	27 ホール
⑤			H1. 5	1, 000	野外炉 6 基、トイレ男女各 1 棟、炊事場 1 棟
⑥			S56. 3	977	温水プール、洗眼場、シャワー室、水飲み場
⑦			-	-	アリーナ、トレーニング室等
⑧	きたろくぐらウンド	北 6 東 8	S55. 5	7, 100	4 面 (1 区画内)
⑨	尻別川河川緑地	河川敷地	-	2, 400	硬式用 3 面
⑩	(対象区域外) サンスポーツランド くっちゃん	宇樺山	H1. 10	26, 500	テニスコート 5 面 (3 面夜間照明付き)、多目的広場 (夜間照明付き)、ソフトボール、バタールゴルフ 18 ホール、管理棟 (シャワー室、身障者トイレ)

レクリエーション施設

出典：倶知安町緑の基本計画（資料：NISEKO EXPRESS、公共施設状況調査）を基に六郷鉄道記念公園とさくら公園を抜いた

コメント 5 NEC

レクリエーション施設はまとめ中と倶知安町さんより 5/20→確定したらデータ更新



レクリエーション施設位置図

④ 公園や公共施設などの施設に関する町民意識（アンケート調査結果）

ア 公園の満足度

■公園や広場に対する満足度は、比較的高い傾向にある

- 公園や広場に対する満足度は約 42%で比較的高い水準にあります。
- 一方で、スポーツやレクリエーション施設に対する満足度は約 27%で、不満と回答した約 26%と差がないことから、改善の余地が考えられます。



コメント 6 NEC
アンケート設問番号：1-1 (1)

イ 公園の利用度

■倶知安町の公園を利用しない町民が多い傾向にある

- あまり利用しないもしくは全く利用しないと回答した町民は、合わせて約 55%で、よく利用するまたはときどき利用すると回答した約 38%を上回りました。今後町民にとって利用したくなる公園にしていくための取組が必要といえます。
- 利用しないと回答した人に着目し、各性別の年代別にみると、男性では 10 代 20 代で「全く利用しない」、女性では 10 代で「全く利用しない」、60 代で「あまり利用しない」と回答した割合が、他と比較して高くなりました。若い世代と高齢世代の利用につながる取組を考える必要があります。



■公園を利用する町民の中では、旭ヶ丘公園の利用率が最も高い

- 利用すると回答した約 38%のなかで、主に利用する公園が「旭ヶ丘公園」と回答した人が約 70%で最も多く、次に回答率の多かった「尻別川リバーパーク」約 38%を大幅に上回りました。

コメント 7 NEC
アンケート設問番号：1-4 (1)、(1) - 1

ウ 公園の利用目的

■公園を利用する目的は「散歩や運動をするため」、利用しない理由は「利用する目的がない」という回答が最も多い

- 利用する目的で最も多かったのは、「散歩や運動をするため」で約 59%、次いで「休憩や、リフレッシュするため」の約 40%でした。
- 居住地区別にみると、駅周辺で、「子どもを遊ばせるため」、「市街地「南東地区」で「散歩や運動をするため」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。
- 利用しない理由で最も多かったのは、「利用する目的がない」で約 51%、次いで「特に理由はない」の約 22%でした。利用しない理由から、公園への関心の薄さが伺えます。公園利用率向上のために、利用目的につながる公園の新たな活用を模索することが必要です。
- 年代別にみると、特に「20 代」で「利用する目的がない」、「30 代」で「管理状況が悪いから」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。



コメント 8 NEC
アンケート設問番号：1-4 (2)

- 公園数の充実も必要ですが、加えて既存公園内の施設の充実や居心地の良い空間の創出、管理状況の向上などきめ細やかな配慮により、全体的な利用率向上につながる可能性があります。

エ 公園の現状への満足度

■町内の公園の現状では、遊具などの設備への満足度が特に低い傾向にある

- 緑や芝生などの多さや公園の広さ、自宅から公園までの距離、公園内の清掃や樹木の管理状況、公園内の安全性、利用上のルールについては、全体的に満足度が不満足度よりも高い傾向にあります。
- 一方で、遊具などの設備については、不満足度が約 26% で、満足度の約 19%を上回りました。
- 設備への課題を整理し、改善に向け動くことが求められています。
- 居住地区別に見ると、「駅周辺以外の市街地「南西地区」」では公園数は少ないものの、「自宅から公園までの距離」と「公園の広さ」、「公園内の清掃や樹木の管理状況」で「満足」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。
- 公園数の見直しに加え、公園の広さや管理状況など既存公園内の質の向上等のニーズに応えていくことが、満足度向上につながると考えられます。



コメント 9 NEC
アンケート設問番号：1-4 (3)

オ 公園の役割や機能

■公園の役割や機能として、子供たちの遊び場が特に重要だと考えられている

- 公園の機能や役割として重要なものとして、最も多く回答されたのが、子どもたちの遊び場で約 74%、次いで住民の憩いの場で約 50%でした。
- 今後の公園整備等の際に、子どもたちの遊び場や住民の憩いの場という役割に軸足を置いたうえで、その他の公園の役割や機能をより一層発揮していく取組が必要と考えられます。



コメント 10 NEC
アンケート設問番号：2-2 (1)

カ オープンスペース

■居住地付近に空地がある事が多く、堆雪場として利用されているケースが高い

- 居住地付近に空地や広場があると回答した人は約 70%でした。また、その土地がどのように活用されているかでは、「堆雪場として利用されている」が 60%と、他の回答と大きく差が出ました。
- 居住地区別に見ると、「市街地「南東地区」」で「ある」と回答した割合が他と比べ高くなりました。
- 活用のされ方として、堆雪場が半数を超えていることから、雪のない時期に、地域住民にとって充実した活用ができるような取組を提案していくなど、より快適な暮らしにつながるよう努める余地があります。



コメント 11 NEC
アンケート設問番号：1-3 (1)、(1) -1

□ また、居住地区別にみると、「駅周辺」で「駐車場として利用されている」、「市街地「南東地区」」で「町内会などの活動に利用されている」と回答した割合が他と比べ高くなりました。

■町内の空地や広場は減少傾向にあると感じている割合が**高い**

- 回答者が倶知安町に居住し始めた頃とくらべ、空地や広場が減っているもしくは少し減っていると回答した人を合わせると約38%で、増えていると少し減っていると回答した人を合わせた割合を大幅に上回りました。
- 居住年数別にみると、5年未満～9年で「どちらともいえない」と回答した割合が全体に比べ高くなりましたが、地域による差は大きく出ませんでした。
- 空地や広場が減少していると感じている要因として、ここ数年の開発速度の加速による影響も考えられます。

■空地は堆雪場として確保すべきと考えている町民が**多い**

- 空地や広場についての考え方として、「堆雪場として確保すべき」が53%で最も多く、次に多かった「ポケットパークなど身近に憩うことのできる場とすべき」の約35%を大きく上回りました。
- 豪雪地帯である倶知安において、堆雪場の確保が重要な課題ですが、緑のオープンスペースとしての利活用も考慮に入れた整備が求められます。

カ 緑の多さについて

■居住地付近と町全体の緑の量は多いと感じている町民が比較的居るのに対し、駅前通り周辺の緑の量は少ないと感じている傾向がある

- 「あなたの居住地付近の緑」の印象は、「十分に多い」、「多い」合わせて約44%、次いで、「どちらともいえない」の約28%でした。
- また、「町全体の緑」の印象は、「どちらともいえない」が約38%で最も多いものの、「十分に多い」、「多い」合わせた割合も約35%で、この2つの場所については、緑の量が多いと感じている町民が比較的居る傾向が読み取れます。
- しかし、「駅前通り周辺の緑」の印象は、「少ない」と「非常に少ない」合わせて約48%で最も多く、次いで「どちらともいえない」の約30%、「十分に多い」、「多い」を合わせた割合に至っては12%で、駅前の緑の量への印象をどのように変えていけるかが今後の課題です。



コメント 12 NEC
アンケート設問番号：1-3 (2)

コメント 13 NEC
アンケート設問番号：1-3 (3)

コメント 14 NEC
アンケート設問番号：1-2 (1)

キ 緑の量の変化

■倶知安町に住み始めてから、町の緑の量は変わっていないと感じている町民が半数を超える

- 「あなたの居住地付近の緑」、「駅前通り周辺の緑」、「町全体の緑」に対して、3つの項目共通で「変わらない」と回答した人が約50%～60%で最も多く、次いで「少し減った」、「かなり減った」と回答した人が約25%～40%です。



コメント 15 NEC
アンケート設問番号：1-2 (2)

- 「かなり増えた」、「少し増えた」と回答した人はどの項目においても最も少なく、5%を下回っていることから、今後の緑の量のコントロールをどのような方向性をもって進めていくか、検討が必要です。

ク緑の量

■公園などの施設の緑の量についての満足度では、川辺や身近な公園の緑の量への満足度は高い一方で、民間施設や緑の量への満足度は低い

- 「尻別川などの川辺の緑」、「身近な公園の緑」は、満足度が50%前後で、不満足度を大幅に上回りました。
- 「町の施設や国・北海道の施設の緑」、「街路樹など道路沿道の緑」、「住宅地の緑」、「店先のプランターや鉢植えなどの緑」、「市街地周辺の樹林地」に関してはどの項目も「どちらともいえない」が最も多い回答で、不満足度が満足度を上回っているものの、大きな差があるわけではなく拮抗している項目も見受けられます。
- その中で、「ホテルや商業施設、工場などの緑」は、「どちらともいえない」が最も多い回答ですが、不満を感じている割合の約25%が、満足している割合の約16%を上回る結果となりました。今後、より魅力的な町の緑を育てていくため、協働の緑づくりにむけた民間施設への働きかけが鍵となっています。
- 居住地区別にみると、「駅周辺以外の市街地「南西地区」と「市街地「南東地区」」では、「尻別川などの川辺の緑」「満足」と回答した割合が他と比べ高くなりました。
- 「駅周辺」では「尻別川などの川辺の緑」、「街路樹などの道路沿道の緑」、「商店街などの店先のプランターや鉢植えなどの緑」について「多少満足」と回答した割合が他と比べ高くなりました。



コメント 16 NEC
アンケート設問番号：1-2(3)

2) 課題

① 公園施設の老朽化への対応

都市公園の遊具等の施設では、一部で老朽化が進み、大規模な修繕が必要なものもあるため、令和3年度中に公園内の施設を点検し、新たに今後10年の「長寿命化計画」策定する予定です。



公園の利用については、利用者の多い公園と少ない公園の格差が大きく、遊具の充実度やトイレ等の有無といった機能面での差によるところが大きくなっています。

また、旭ヶ丘公園のスポーツ施設が老朽化し、一部利用できないものもあるなど、各施設全体のあり方が課題と言えます。

② 新幹線倶知安駅開設に伴う検討の必要性

新幹線倶知安駅周辺整備に伴い、くとさんパーク、駅



前公園が現時点における整備検討範囲に係ることから、縮小・廃止・機能移転等の検討が必要となります。

また、旭ヶ丘公園における新たな活用をはじめ、管理手法・新幹線駅との連携した公園利用の検討が求められます。

③ 河川緑地の保全および整備・維持管理

俱知安町が有する豊かな水辺環境は、町民の憩いの場になるだけでなく、動植物にとっての生息・生育空間でもあることから、緑地の確保と水辺環境の保全をしていく必要があります。

尻別川リバーパークにおいては、河川敷としての安全性の機能に加え、町民の憩いの場やレジャーの場として整備し、町民に利用されていることから、今後もグリーンインフラとしての多面的な機能の維持が求められます。

俱登山川については、今後の新幹線駅開業に伴い、駅西側の緑地としての機能が注目されます。

写真

④ 地域特性やニーズに対応した公園・緑地の活用

社会情勢の変化が著しい昨今、俱知安町は特に外国人移住者が多い町であることから、さまざまな町民のニーズや地域の特性をより多角的に把握する必要があります。

さらに、公園が抱える課題の解決のみならず、都市公園の持つ機能を発揮し、町民による積極的かつ柔軟な利用の促進につなげていくため、行政だけでなく町民や事業者、活動団体等、多様な主体による公園整備や管理、運営の活性化が求められています。

アンケートでは空地・広場の効用（特に「堆雪場」としての機能の確保）が期待されていることがわかりましたが、新幹線駅開通などを受けた開発速度の加速による空地や広場の減少が考えられることから、積極的な確保が求められます。

また、アンケートからは、レクリエーション施設や遊具などの設備の満足度が低いこと、公園を利用しない割合が高く、関心が低いことが課題として挙げられます。住民に身近に感じて利用される公園が求められます。

写真

(2) 農地や森林の保全と活用

1) 現況

① 地域制緑地の現況

本計画対象区域内における地域制緑地は、自然公園地域に該当する場所はありませんが、農用地の他、保安林、地域森林計画対象民有林及び河川が対象となります。

農用地は本計画対象区域北部に広がっており、保安林は旭ヶ丘公園北側に保健休養の機能として、地域計画対象民有林は本計画対象地域の北部及び西部、主な河川は市街地南端を流れる尻別川、市街地東端を流れる砂利川、市街地西端を流れる俱登山川、尻別川支流となる硫黄川があります。

農用地区域、保安林、河川は、用途地域内にはありませんが、都市計画区域全体では、都市計画区域面積 1,140ha に対して、農用地区域 116.5ha (10.2%)、保安林 30.0ha (2.6%)、河川 52.0ha (4.6%) の緑地量となっています。

地域計画対象民有林は、用途地域面積 407.7ha に対して 0.7ha (0.2%)、都市計画区域全体では、都市計画区域面積に対して 143.1ha (12.6%) の緑地量となっています。

これらを合わせると、地域制緑地は用途地域面積に対して 0.7ha (0.2%) の緑地量で、都市計画区域に占める緑地量は 341.6ha (30.0%) あり、その 8 割以上が農用地及び地域森林計画対象民有林、保安林です。



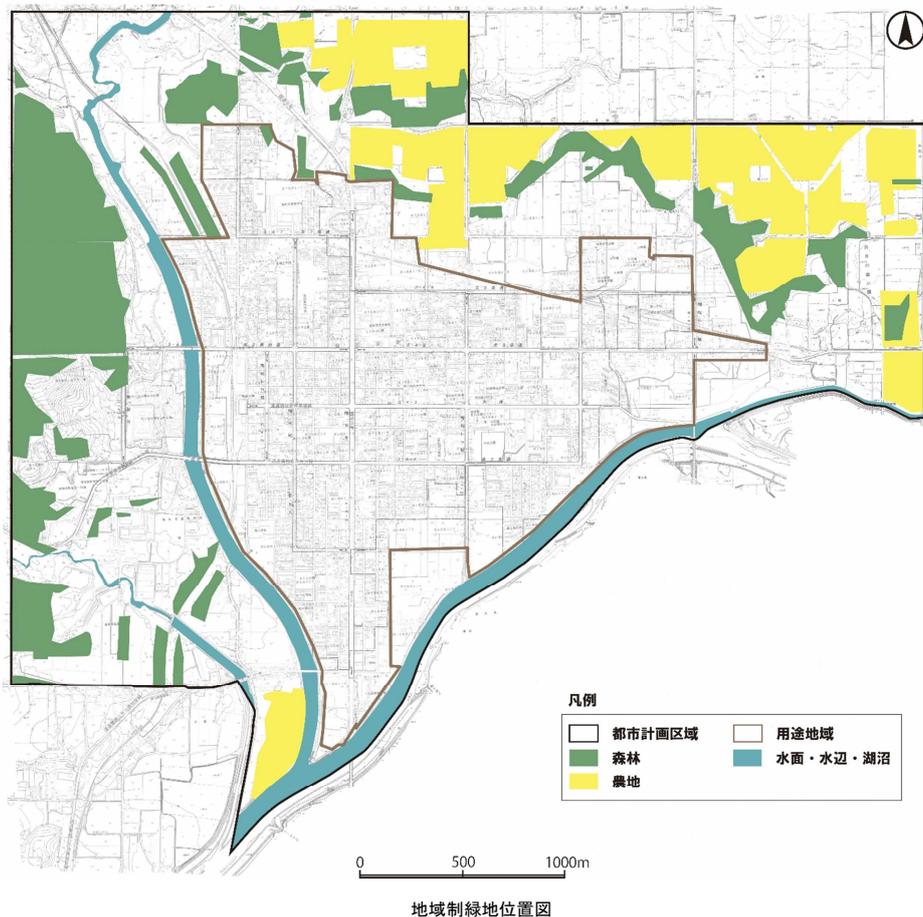
コメント 17 NEC
 地域制緑地表
 ※面積は図上計量による →この記載に誤りないか？

区分	①用途地域内 407.7 ha		②用途地域外 732.4 ha		①+②都市計画区域 1,140 ha		備考
	面積 (ha)	用途地域 内に対する 割合 (%)	面積 (ha)	用途地域 外に対する 割合 (%)	面積 (ha)	都市計画区域 に対する割合 (%)	
法によるもの	-	-	-	-	-	-	
その他の 法による もの	自然公園地域	0	0	0	0	0	
	農用地区域	0	0	116.5	15.9	116.5	10.2
	保安林	0	0	30	4.1	30	2.6 旭ヶ丘公園保健保安林ほか
	地域計画対象民有林	0.7	0.2	142.4	19.4	143.1	12.6
	河川	0	0	52	7.1	52	4.6
協定によるもの	-	-	-	-	-	-	
条例等によるもの	-	-	-	-	-	-	
計	0.7	0.2	340.9	46.5	341.6	30.0	

※面積は図上計量による

注) 割合の数値は四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

都市計画区域内の地域制緑地



地域制緑地位置図

② 農地の現況

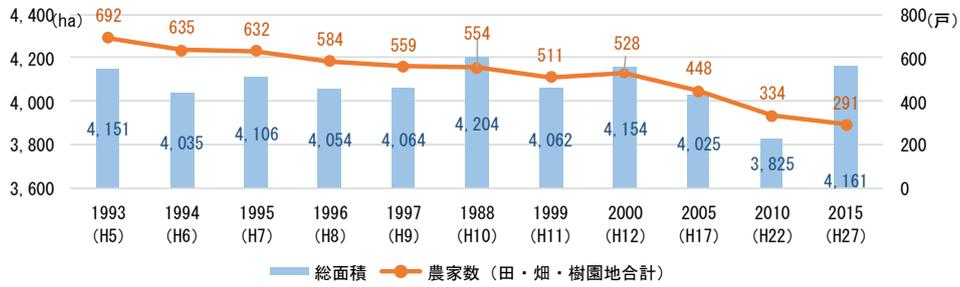
倶知安町は主要作物の馬鈴薯などの優良な畑地帯が北部の高台エリア、尻別川河岸段丘の周辺に広がっており、雄大な農業景観が広がっています。農業地域がある事により、市街地からも羊蹄山を背景とした雄大な自然や牧歌的風景を感じられ、私たちの暮らしを彩っています。

倶知安町全体の経営耕地面積は、減少と増加を繰り返していますが、平成 27 (2015) 年は 4,161ha で前年よりも増加が見られます。

一方で、経営農家戸数は、平成 5 (1993) 年の 692 戸から平成 27 (2015) 年時点では 291 戸と半数以下に減少しております。従って、本町においては、一戸あたりの経営耕地面積が増えており、農地集積による大規模化が進んでいる状況にあり、今後も農地の集積化が進むものと考えられます。

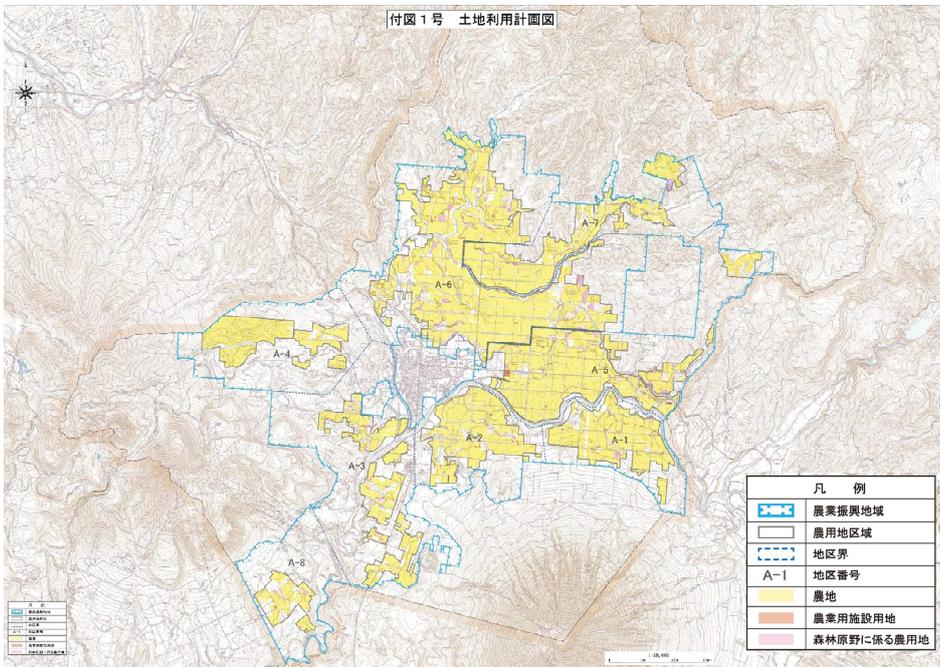


コメント 18 NEC
 農業関係の議事録や農林業課へのヒアリング、統計資料から現況を抽出。
 10/27 星加さんより
 経営農家数の減少については、必ずしも後継者不足だけではないと思うので、今後確認します。
 耕作放棄地や空家対策についても、今後確認します。



経営耕地面積の推移

出典：倶知安町の統計 2020 を基に作成



農業振興地域図

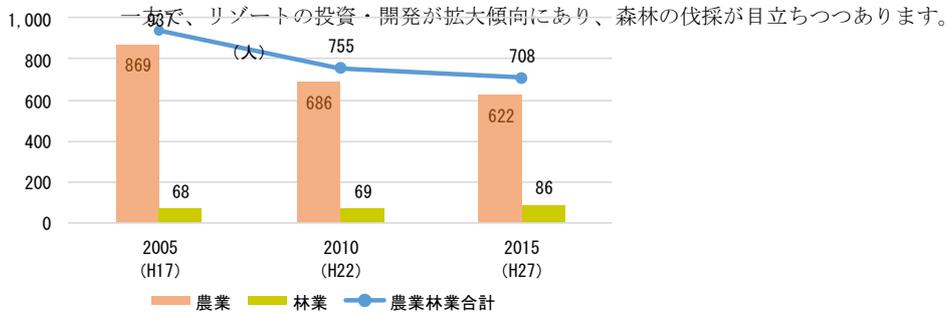
出典：倶知安町ホームページ

③ 森林の現況

森林面積が60%を超える倶知安町ですが、林業に従事する人口は多くありません。しかし、林業就業者数は平成17(2005)年の68人から、平成27(2015)年は86人に増加しました。

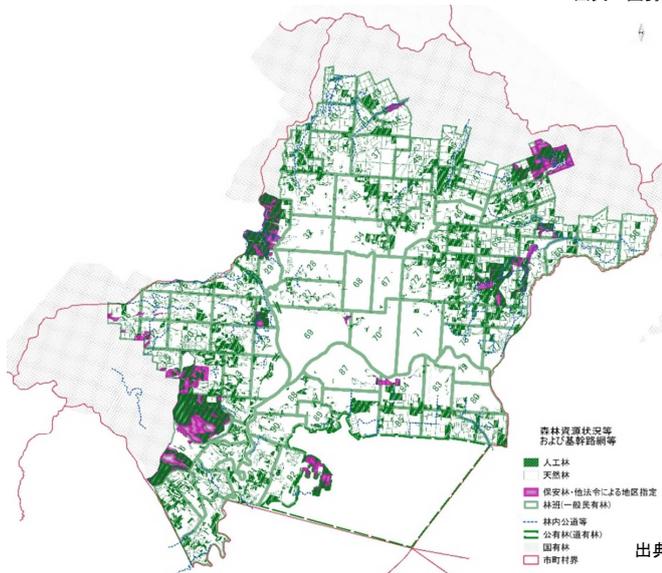
現在町有林が本格的な利用期を迎えており、伐採と残置の間隔をおおよそ定めたうえで間引きし、さらに伐採跡は植樹するなど、倶知安町の森林が健全に保たれるよう、計画性をもった管理をしています。民有林に関しても、伐採後は植林するよう啓発しています。

近年では、地域材を活用した「くっちゃん型住宅」の推進や、行政や森林組合、民間事業者など、森林・林業を通じたさまざまな主体・業界間の連携を図った活動の動きが見られます。



農林業就業者数の推移

出典：国勢調査を基に作成



森林資源状況

出典：倶知安町森林整備計画概要図2

写真

コメント 19 NEC
農林業へのヒアリング、シンポジウム柏谷さんの発言、統計資料から現況を抽出。

④ 河川の現況

清流日本一に輝いたこともある一級河川、尻別川は、倶知安町の緑を語るうえで欠かせない重要な要素のひとつです。その他にも本計画範囲内には、倶登山川や硫黄川、砂利川があり、それぞれの河川において、多様な植生が育まれています。



そのような貴重な自然資源を抱える河川において、特に尻別川では関連事業等と調整を図りながら、公園機能を有した河川緑地の維持を進めています。

コメント 20 NEC
倶知安町の河川緑地をイメージして文章を作成したが、町としてはどのような情報を入れたいのか、要確認

⑤ 地域資源としての緑に関する町民意識（アンケート調査結果）

ア 自然の豊かさに対する満足度

■身近な生活環境における自然の豊かさに対する満足度は、非常に高い傾向

- 自然の豊かさに対する満足度は、他の身近な生活環境に関する項目（公園や広場、スポーツやレクリエーション施設）と比較しても群を抜いて高く、約75%でした。
- 自然の豊かさを実感する町民の満足度が維持できるよう、自然環境の保全について、より一層取り組むことが求められます。



コメント 21 NEC
アンケート1-1 (1)

イ 緑の役割や機能

■緑の役割や機能として、心に安らぎを与えることが特に重要だと考えられている

- 緑の役割や機能で重要なものとして、最も多く回答されたのが、心に安らぎを与えることで68%、次いで空気をきれいにすることで約59%でした。
- 今後、この町民意識を参考に、地域資源としての緑の保全・活用を考えていく必要があります。



コメント 22 NEC
アンケート2-1 (1)

2) 課題

●農地

① 農業従事者の担い手対策

現在は離農に伴う農地において幹旋等により維持されている状況にありますが、今後も見込まれる人口減少と高齢化の進展においては、農業後継者の確保が課題になるものと想定されます。



新規就農者に対する支援についてはこれまでも実施してきたところですが、このような将来想定される担い手不足を踏まえると、引き続き、新規就農者を受け入れる環境を用意しておくことが肝要です。また、繁忙期などにおける短期就労等の人手不足も深刻な状況にあり、今後も一戸あた

りの経営耕地面積の拡大が見込まれる中では労働力不足の解消が課題となることから、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」、いわゆる“スマート農業”の実用化が期待されます。

② 農地の多面的機能の維持・向上

農地および農業は、自然環境の保全や水源涵養、グリーンインフラ、良好な景観形成など、さまざまな機能を持っていることから、各地域で組織されている地域資源保全隊の取組を支えることで農地の多面的機能の維持・発揮を図ることが重要です。

写真

●森林

① 森林伐採による自然環境への影響

リゾート地における開発が拡大傾向にある中で、森林伐採が広がっており、豊かな自然環境の喪失が懸念されています。

また、生物多様性の形成や防災面での効用など、森林は多面的かつグリーンインフラの機能としての役割を担うことから、森林地域の維持・保全本町においても大切であると考えられます。

写真

② 森林資源の循環利用

森林の一体的な保全や活用のためには、木材を上手に循環していく取組が必要です。

そのためには、建築土木業、林業、木材加工業など業種同士の連携が求められます。

町内では利用期を迎えている森林が多くあることから、地材地消の視点を持った地域材の活用が一層期待されます。

写真

●河川

① 河川資源を活かした、魅力的な水辺空間の創出

倶知安町が誇る河川の保全のため、生物多様性、親水機能、防災機能、景観機能が発揮できる水と緑のネットワークを形成していくことが大切です。

今後、倶知安町の豊かな水辺資源をより魅力的な空間にしていくため、行政だけでなく、町民や事業者、活動団体などの視点や発想を取り入れ、さらなる利活用に向けた推進方策を講じていくことが求められます。

写真

(3) 緑づくりの取り組み

1) 現況

① 町民との協働体制

倶知安町では、前計画において、都市緑化の方針として、町民や事業者、行政が一体となった緑化活動の推進を掲げています。

その上で、都市公園や緑地、国道などでは、地域の町内会や周辺住民、活動団体において草刈り等により管理され、清掃活動や花植が実施されています。

また、シーニックバイウェイによる沿道景観づくりや、社会福祉協議会や町内会などが関わっている花と緑のまちづくり推進委員会、百年の森ファンクラブなど、倶知安町内のみならず近隣市町村や関連機関との連携、行政と町民の連携、町民の自主的な緑づくり活動が行われています。

写真

写真

② 緑づくり活動に関する町民意識（アンケート調査結果）

ア 緑の量を増やすべき場所

■ 倶知安町内で緑の量を積極的に増やすべきと思う場所として、約3割の町民が町の施設や国・道の施設で、緑を積極的に増やすべきと回答

□ 緑を積極的に増やすべきだと思う場所として、「公民館や学校などの町の施設や国・道の施設の緑」と回答した人が最も多く、次いで、「街路樹などの道路沿道の緑」、「身近な公園の緑」でした。

□ 行政施設の緑の量を増やすべきという意見は、今後町が緑化を進めていくうえで主体的に検討していくべきところになります。

写真

コメント 23
アンケート設問番号：2-1 (2) NEC

イ 倶知安町の取組

■ 町の取組として、既存の緑の維持管理が特に求められている

□ 緑や公園・広場に対して、必要だと思うまちの取組としては、「既存の公園、緑地、街路樹の行き届いた維持管理」が51%の回答率で最も多く、次いで、「街路樹などの緑をいかしたまちなみ整備」の約45%、「町内会活動や堆雪場の確保として、住宅地などに緑地（空き地）を確保する」の44%でした。

□ 既にある緑を活かした維持管理や整備が強く求められていることから、今後の管理・整備体制の充実に反映していくことが大切です。

写真

コメント 24
アンケート設問番号：3-1 (1) NEC

ウ 町民の取組

■町民が取組むべきこととして、清掃も含めた緑の管理への参加が多く回答された

□ 町民が率先して取り組むべきこととして、「公園、緑地、街路樹の管理（清掃）などに参加する」が29%で最も多く、次いで「地域の子どもや身近な人に自然との楽しみ方などの交流を図る」の約26%、「町内会などでの花植え活動など積極的に行う」の約25%でした。

□ 回答の傾向として、自宅の緑化や寄付活動などの個々で収まる取り組みよりも、町民同士が集うような、皆で推進する取組が上位に挙がっています。今後イベント等の実施時には、この傾向を踏まえ、町の中で緑づくり活動が活発化するようなアプローチにつなげていくことが大切です

写真

エ 回答者がすでに行っている取組／今後取り組みたい取組

■回答者が既に行っている取組では、自宅を緑化が多い傾向

□ 倶知安町の緑や公園、広場のために、回答者がすでに取り組んでいることとして、「自宅（庭やベランダの花植えなど）を緑化する」が約40%最も多く、次いで「町内会などでの花植え活動など積極的に行う」の約16%でした。

□ 反対に、町民農園などを借りた草花の育成、緑化に関するイベントへの参加や、地域の子どもや身近な人に自然との楽しみ方などの交流を図るといった取組は、ほとんどされていないことがわかりました。これから町でイベントを企画する際の参考にする必要があります。

写真

■回答者が今後取り組みたいこととして、緑の管理などへの参加について興味を持っている傾向

□ 倶知安町の緑や公園、広場のために、回答者が今後取り組みたいこととして、「公園、緑地、街路樹の管理（清掃）などに参加する」が約29%最も多く、次いで「緑に関するイベントに参加する」で約23%でした。

□ 緑の管理活動への参加については、町民が取り組むべき活動でも上位に挙がり、現在まだ参加はしていないものの、参加への興味はあることが伺えます。現在参加していないことも踏まえ、意欲をそのまま参加へつなげられるよう、アプローチや手法を見直す必要があります。

写真

2) 課題

① 緑づくり活動に関する情報発信の強化

俱知安町の豊かな自然資源や豊富な公園・緑地資源を、これからも魅力的な状態で維持管理していくために、より広く緑づくりに関わる人を増やすことが大切であり、そのため町の町内外への発信の強化が求められます。

写真

② 緑づくりを担う人材育成

アンケートなどから、町民の緑づくり活動への興味関心を的確に掴み、意欲を実際の活動へつなげていく工夫が求められます。

また、緑づくり活動に興味関心を持っている町民など、これから地域の緑の保全及び創出に、きめ細かく対応できる積極的な活動を促進するため、中心的な役割を果たす人材を育成する環境を整える必要があります。

写真

③ 行政と活動団体、町民、事業者との連携促進

アンケートにおいて、既にある緑を活かした維持管理や整備が強く求められていることから、今後の管理・整備体制の充実が必要です。

また、緑づくり活動の活発化へ向けては、自宅や商店の緑化の取組も緑づくりにおける大きな役割を担っていますが、人が集まって推進していく緑づくり活動への関心が高いことを踏まえた町民へのアプローチも大切です。

さらに、駅前通り周辺や国道5号沿いの緑が少ないと感じている傾向が高いことや、民間施設の緑への満足度が低いことを受け、より魅力的な町の緑を育てていくため、協働の緑づくりに向けた民間施設への働きかけが鍵となります。

緑に関する取組を推進している個人や団体等をお互いに把握し、より充実した活動や成果につながるよう、町民や民間など各主体が協力・連携、情報共有ができる仕組みや場を作ることが必要です。

写真

④ 公共施設の緑化

アンケートから行政施設の緑の量を増やすべきという意見が比較的多く挙げられており、町の緑の充実を積極的に進めていくことが大切です。

街路樹は、冬期の除排雪における道路の管理上の課題がありますが、一方で、身近な緑として、街路樹の効用はアンケートからも伺えることから、道路管理のしやすさ、町民の親しみやすさの観点から、街路樹を選定する必要があると言えます。

写真

4. 緑の機能・役割の新たな視点

(1) 都市緑地法等の法改正による新たな制度

豊富な緑により魅力的なまちづくりを実現するため、民間の活力を存分に活かし、緑やオープンスペースの整備、保全を進めていけるよう、平成 29 年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。



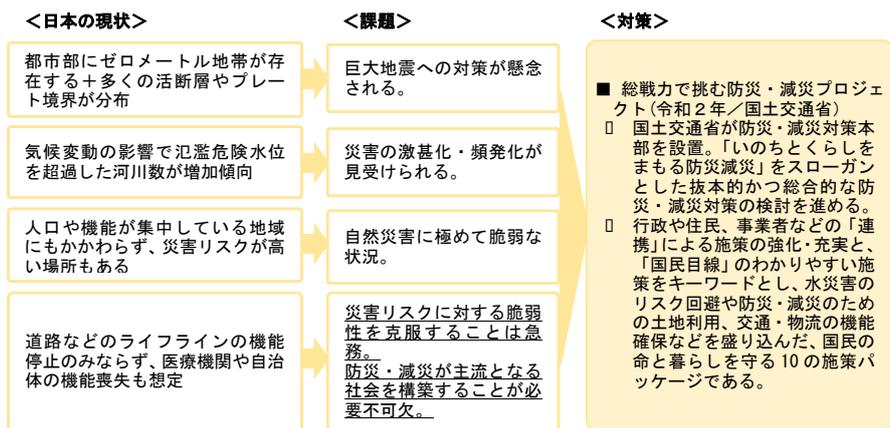
都市緑地法等の一部を改正する法律
 出典：国土交通省 都市局公園緑地・景観課 緑地環境室「都市緑地法改正のポイント」を基に作成

(2) 防災・減災機能の重要性

気候変動の影響で全国的に氾濫危険水位を超過した河川数が増加傾向にあるなど、災害の激甚化・頻発化が見受けられ、人口や機能が集中している地域にも関わらず、災害リスクが高い場所もあるなど、自然災害に対する脆さが懸念されます。

国民の安全と安心を確保し、災害リスクを克服することは急務であり、防災や減災が主流となる社会を構築することが必須です。

国土交通省は、令和2年に、国土交通省防災・減災対策本部を設置し、「いのちとくらしをまもる防災減災」をスローガンとした防災・減災対策の検討を進め、「総戦力で挑む防災・減災プロジェクト」を始めました。これは、行政や住民、事業者などすべての関係者の「連携」による施策の強化・充実と、「国民目線」のわかりやすい施策をキーワードとし、水災害のリスク回避や防災・減災のための土地利用、交通・物流の機能確保などを盛り込んだ、国民の命と暮らしを守る10の施策パッケージとしてまとめられており、今後の推進に期待が寄せられています。



<10の施策パッケージ>

- | | |
|--|---|
| 主要施策 1
あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 | 主要施策 6
安心・安全な避難のための事前の備え |
| 主要施策 2
気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し | 主要施策 7
インフラ老朽化対策や地域防災力の強化 |
| 主要施策 3
防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進 | 主要施策 8
新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化 |
| 主要施策 4
災害発生時における人流・物流コントロール | 主要施策 9
わかりやすい情報発信の推進 |
| 主要施策 5
交通・物流の機能確保のための事前対策 | 主要施策 10
行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着 |

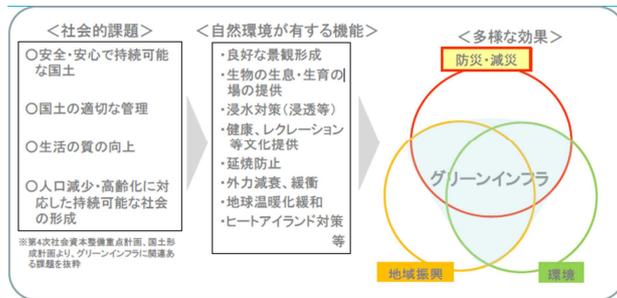
出典：国交省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」パンフレットを基に作成

(3) グリーンインフラの取り組みの推進

グリーンインフラの取組は、「国土の適切な管理」・「安全・安心で持続可能な国土」・「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」をはじめとした課題への対応策として、平成 27 年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画に盛り込まれました。

グリーンインフラは、近年、海外を中心に進められている取組で、自然環境が持つ機能を活用し、さまざまな課題の解決につなげていく考え方です。日本でもその考え方が取り入れられつつありますが、グリーンインフラの概念は、様々な学説や考え方があり、国際的にもその議論が重ねられています。

我が国では、グリーンインフラを当面、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面で、生物の生息の場、景観形成、気温上昇の抑制をはじめとする自然環境が持つ機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものとしています。



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

16

グリーンインフラ

引用：国土交通省総合政策局環境政策課「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

3章 評価の整理

1. 評価

(1) 前計画の概要

「倶知安都市計画区域緑のマスタープラン」という都市計画の指針に基づき倶知安町の緑の保全や整備を進めてきたうえで、「緑の基本計画」創設の背景と趣旨を踏まえ、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、倶知安町における公園緑地等の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なあるべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ横断的に推進することを目的としています。

コメント 25 NEC

前計画計画の概要より(一部編集)

(2) 前計画の評価

1) 都市計画区域における緑地の整備目標の達成状況

前計画策定時(平成19(2007)年)時点で設定した目標年次の目標値を踏まえ現況のボリュームを再精査したところ、左の表のようになりました。

結果的に、施設緑地及び地域制緑地ともに目標値を超える数値となっていますが、公共施設及び民間施設など前回含まれていなかった要素を追加したため、目標値を大幅に達成する数値が出ていることが考えられます。

今後は、次回の改定時に適切な緑地量の変化比較が可能となるよう、現状を踏まえた上で数値の設定をしていきます。

コメント 26 NEC

・令和元年度の数値は、前計画になかった項目(街路樹と農地、農用地区域)を抜いた数にしている。

項目	前計画						達成状況	
	平成19年度		目標値				令和3年度	
	整備量(ha)	m ² /人	中間年次(平成30年度)		目標年次(平成40年度)		整備量(ha)	m ² /人
施設緑地計 ※1	72.12	54.3	81.58	61.8	82.33	61.6	152.4	122.9
地域制緑地計※2	144.32	108.6	144.32	109.3	144.32	108.0	225.1	181.5
都市計画区域人口(人)	13,286		13,200		13,360		12,400 ※3	

※1 施設緑地計は、街路樹と農地を抜いた数値
 ※2 地域制緑地計は、農用地区域を抜いた数値
 ※3 令和元年度の都市計画区域人口は、令和2年3月31日の人口

2) 主な施策の取組状況

基本方針の具体的方向において、おおむね取り組みがなされてはいますが、緑化活動の推進、街並み景観の形成、緑地の整備など、取組みが不十分なものもありました。

基本方針に対する施策の計画的かつ確実な実行力が課題といえるため、今後は行政のみならず各主体と連携した取組が求められます。

写真

基本方針	基本方針の具体的方向	内容	取り組み状況
①公園・緑地に関する方針	拠点となる公園・緑地の配置(旭ヶ丘公園、百年の森公園、夙別川河川緑地)	将来都市構造(都市マス)で位置付けられている旭ヶ丘公園をスポーツ・レクリエーション拠点、百年の森公園を憩いとふれあいの拠点、夙別川河川緑地(施設整備部分)をレクリエーション拠点として配置し、町民の多様なレクリエーション需要に対応した交流とふれあいの場づくりに努めます。	各拠点の考え方に沿った整備維持管理を行った。 ・平成23年 パークゴルフ場拡張
	多様な機能を有する公園・緑地の配置(街区公園、近隣公園、都市緑地)	市街地内での公園整備状況や地域・地区における町民の利用状況などに配慮しながら、憩いとろのおいのある交流空間となるような多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ります。	各公園の機能維持に努めた
	身近な緑地の保全(公共施設、社寺林)	良好な緑地の保全:市街地内における社寺林、公共施設の植栽地は市街地環境を良好な緑として維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、その良好な緑地環境を町民との協働で保全に努めます。また、河川については、各種維持事業との調整を図りつつ、良好な水辺空間の保全に努めます。	社寺林に大きな変更は見られなく、公共施設緑地も概ね維持された。 ・令和元年度 倶知安高校前樹林帯を宅地分譲
②都市緑化に関する方針	土地利用に応じた緑化の推進(住・商・工業系地域別に応じた緑化推進)	住宅地:町民がうらおいとやすらぎを享受できるように、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。また、生け垣やガーデニングなど、町民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。 商業地:賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化に努めます。 工業地:周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。	住宅地における各戸でのガーデニングなど、身近な緑を好む町民は多く見られる。 ・令和2年度アンケート 自宅の緑化 39.6% 商業地における積極的な緑化を推進する取り組みは行われなかった。 工場立地法に基づく工場の新たな建設はなかった(評価不能)
	公共公益施設における緑化の推進(道路・公園・公共施設の緑化推進)	交通体系:道路整備と連動し、自然・社会・景観などの沿道条件に配慮した街路樹や花などの緑化を図ります。 公園:公園の種類や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や冬季除排雪の現況など周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。	メルヘン通りの街路樹(エゾヤマザクラ)は傷みやすく、除雪時に痛めてしまうなど、管理の難しさがあった。 街路樹の無くなった植樹樹では町内会や地先の住民が花壇として潤いづくりを行っているところが多く見られる。 北7条通街路整備(平成28年度～整備中)においては、冬期の道路除雪の管理の観点から、街路樹の配置を断念した。 従前の維持に努めた。
	緑化活動の推進(町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制と参加できる場の提供)	公共施設:学校、保健・医療・福祉施設、文化施設、公営住宅など、公共施設の種類や規模に応じ、町民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化に努めます。 様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚を図るため、町民・事業者・行政が一体となって緑化推進体制の充実を図るとともに緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の提供を図ります。特に緑の維持・管理については行政だけではなく、広く地域住民が参加するシステムづくりが求められます。	既存施設は緑化維持に努めた。新設の公共施設においても、緑地・緑化を計画的に配置するよう努めた。 ・令和3年度 倶知安町役場新庁舎 前庭 植樹 10本 花と緑のまちづくり推進活動やシーニックバイウェイ活動など、住民主体による従前の取り組みが維持されており、町民への広報周知活動に努めたが、積極的な緑化推進体制を図るまでには至らなかった。
	自然景観の保全(田園景観や水辺景観の保全)	森林・田園景観:樹林地や農地が連続する田園景観は、やすらぎとろのおいのある市街地周辺の貴重な景観として保全を図ります。 水辺景観:夙別川、倶登山川などの河川は、憩いとろのおいを楽しむ良好な水辺空間であることから、水と緑が調和した水辺景観としての保全を図ります。	営農地帯では、地域資源保全隊による景観づくり活動が行われている。 河川管理者による河畔林の適正な管理が行われた。
③都市景観の保全	街並み景観の形成(地域・地区の個性を活かした街並み景観の形成)	季節ごとのにぎわい感や地域・地区の歴史・文化などの特性や個性を醸し出せるよう、道路景観を中心とした街並み景観形成を目指すとともに、景観形成の先導的な役割を果たすよう、民間建築物や屋外広告物などの適切な誘導に努めます。 また、まちの顔となる中心市街地においては、にぎわいと憩いを感じるとともに、交流の中心となり、本町を代表する、または本町のイメージを表すような景観形成に努めます。	緑を生かした街並み形成の具体的な取り組みは行っていない。今後の景観計画のもとで取り組むこととする。
	景観形成活動の推進(都市景観形成活動への町民参加の場の提供)	景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、町民・事業者・行政が十分に議論し、共に理解した上で、協働・創意工夫による都市景観形成活動ができるような町民参加の場の提供を図ります。	市街地における景観形成の活動は行われなかった。今後の景観計画のもとで取り組むこととする。

4章 基本理念と基本方針

緑を取り巻く動向、緑の機能・役割の新たな視点、町民アンケート調査、緑地量、検討会議等の結果を踏まえ整理した倶知安町の緑に関する現状と課題等から、倶知安町の緑に関する基本理念と基本方針を以下の通り定めます。

1. 基本理念

みんなで育む みどり豊かに 健やかなまち

倶知安町が有する緑は、羊蹄山やニセコ山系、尻別川などの地形が育んできた圧倒的な大自然と、町の形成にあたって育んできた公園や緑地、街路樹などの緑があり、それらは町のアイデンティティとして町民の暮らしに深くかかわっています。それらの緑が連なり、響き合うまちなみこそが、自然豊かな「倶知安町らしさ」を際立たせ、町民の暮らしをより快適に健やかにしていくものと考えます。

豊かな自然の保全や活用、公園・緑地等の整備や活性化に加え、町民一人ひとりの緑づくりへの意識により、緑の質が向上し、倶知安町の緑をより一層創造していくことを目指し、基本理念とします。

写真

2. 基本方針

1 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

倶知安町の市街地には複数の公園施設があり、町民一人当たりの公園面積も他都市に比べ大きいと言えますが、時代の変化とともに社会や地域住民のニーズは変化し、公園が有する様々な機能を発揮・向上させていく必要があります。

町民が身近に緑を感じることができ、暮らしに潤いを与えられる場となるよう、町民が利用しやすい公園・緑地づくりを目指します。

写真

写真

写真

視点

居心地の良い空間

日常的な利用

親しまれる遊具

防災機能

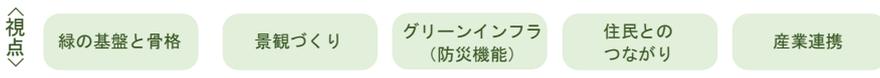
堆雪場の機能

2 俱知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

俱知安町の市街地は周囲を農地や森林が囲み、尻別川や俱登山川など河岸段丘の上に形成され、自然に支えられたまちです。

背後に雄大な山なみを望む農地は、四季により様々な変化を見せ、森林や河川は水源涵養や多様な生物の生息環境となっており、これらが織りなす風景は俱知安町を象徴する豊かな緑の形成によるものです。

これらの緑を次世代に残すため、より適切に保全し、自然資源としての活用を促進することで、俱知安町の緑の基盤を支えていきます。



3 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進

公園や道路などの公共空間においても町民などによる自主的な植栽活動が行われているなど、現在、町内では様々な緑づくりの活動が実施されています。

これらの活動により、緑豊かなまちなみが形成されるだけでなく、活動を通じた交流が町民のつながりを育むことにもつながります。

緑を通し、活気ある俱知安町となるよう、緑づくりにつながる場の提供や、各主体が連携した活動を進めていきます。



3. 系統別配置方針

都市の緑化に係る計画的な緑地の配置について、都市計画区域内における以下の4系統（環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統）ごとの方針を定めます。

(1) 環境保全系統の緑地の配置方針

配置方針は、「良好な自然環境の保全と共生」、「都市の骨格や拠点となる緑地の整備」、の2つの視点から設定します。

1) 良好な自然環境の保全と共生

- 市街地東部に位置する百年の森公園は、特殊公園として様々な樹種が植生されており、自然環境の保全と共生ができる施設として、町民やボランティア団体との協働による環境共生型の森づくりを図ります。



2) 都市の骨格や拠点となる緑地の整備

- 市街地端を流れる尻別川や倶登山川の河川空間は、緑の骨格として位置付けます。特に尻別川は、サイクリングロードが整備されており、河川緑地としての機能の維持に努めます。
- 市街地西部に位置する旭ヶ丘公園は、総合公園として緑の拠点となる公園で、施設の充実に努めます。



(2) レクリエーション系統の緑地の配置方針

配置方針の視点は、「自然とのふれあいの場の保全と活用」、「都市におけるレクリエーション拠点の充実」、「身近なレクリエーション施設の充実」の3つの視点から緑地の配置を図ります。

1) 自然とのふれあいの場の保全と活用

- 市街地東部に位置する百年の森公園は、様々な樹種の植生や親水機能もあり、レクリエーション面から自然とのふれあいができる施設として、機能の維持を図ります。
- 尻別川の河川空間は、スポーツ系のレクリエーション機能として散策路やパークゴルフ場などが整備されていることから、河川緑地としての機能の維持に努めます。



2) 都市におけるレクリエーション拠点の充実

- 優れた自然環境を有する旭ヶ丘公園は、くとさんパークや体育館をはじめ、パークゴルフ場やスキー場、多目的広場やピクニック広場など緑とスポーツ・レクリエーションの拠点となる公園で、今後も施設の充実に努めます。



3) 身近なレクリエーション施設の充実

- コミュニティ形成に資する目的を持って、誘致圏を勘案し、住区基幹公園を適正に配置します。また、公営住宅団地内に設置して



いる公園についても、住区基幹公園と同様の機能としてみなし、維持に努めます。

- 都市緑地である駅前公園は、北海道新幹線倶知安駅の整備により廃止が見込まれますが、新たに整備する駅前広場において、これまでの機能と同様、来訪者や町民の憩いの空間（広場）を確保します。
- 身近なレクリエーション施設として義務教育施設である小中学校及び社会体育施設などは、町民のスポーツ・文化・教養などの余暇活動の場となっていることから、機能の充実と活用を図ります。

（3）防災系統の緑地の配置方針

配置方針の視点は、「災害防止に資する緑地の保全」、「防災機能を有する公園緑地の充実と整備」の2つの視点から緑地の配置を図ります。

1) 災害防止に資する緑地の保全

- 市街地の西部樹林地及び北部樹林地は、地域計画対象民有林（一部保安林含む）として管理されていることから、市街地を自然災害から防災してくれる緑地として保全を図ります。
- 市街地端を流れる尻別川や倶登山川の河川空間は、水害の防止などの効果の高い緑地として保全を図ります。

写真

2) 防災機能を有する公園緑地の充実と整備

- 災害時において多様な防災活動の拠点となり得るオープンスペースを有している旭ヶ丘公園及び中央公園については、災害時における避難場所としての機能と併せて、危険回避のためのスペース機能としての役割を担えるよう既設公園の再整備と機能の充実を図ります。
- 災害時における一時的な避難場所となり、災害時の遮断空間となるよう住区基幹公園・都市緑地の適正な配置を図ります
- 地域防災計画で避難場所として位置付けられている教育施設などの公共公益施設においては、災害時の緩衝帯となるよう施設周辺の緑化の充実を図ります。

写真

（4）景観形成系統の緑地の配置方針

配置方針の視点は、「優れた自然景観地の保全」、「都市景観の創出に資する緑地の保全と整備」の2つの視点から緑地の配置を図ります。

1) 優れた自然景観地の保全

- 市街地の西部樹林地及び北部樹林地は、市街地周辺の良好な自然景観の形成を担うため、保全を図ります。
- 市街地端を流れる尻別川や倶登山川の河川空間は、緑の骨格となることから景観の保全を図ります。

写真

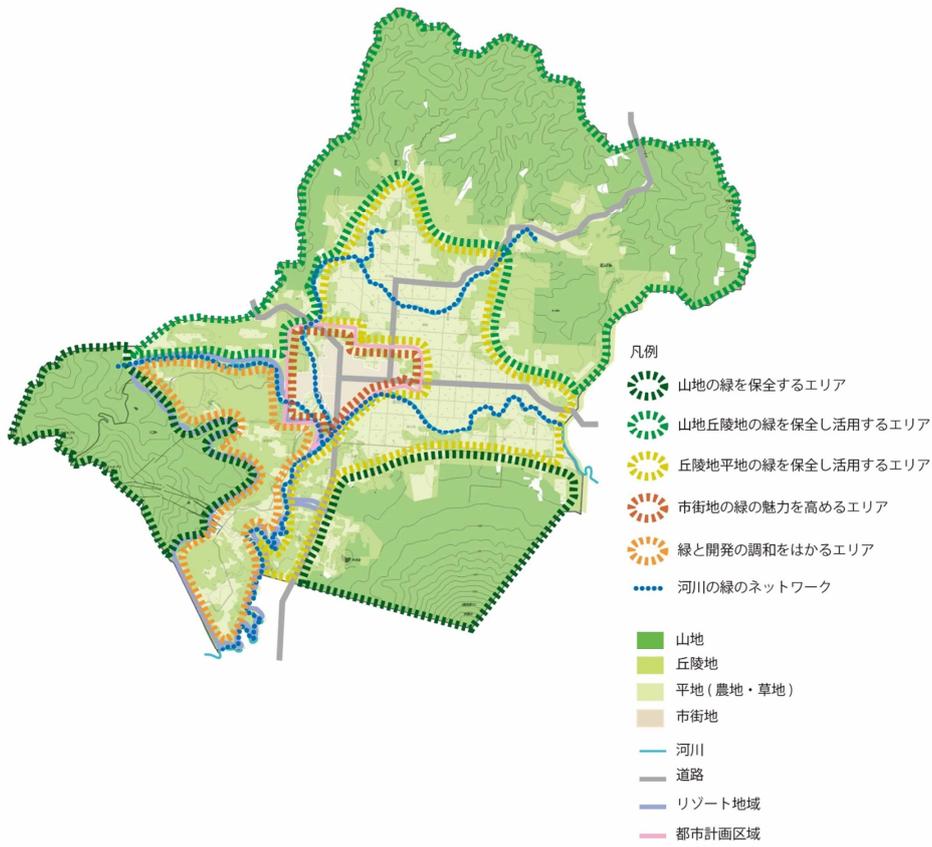
2) 都市景観の創出に資する緑地の保全と整備

- 市街地内における街並み景観の重要な構成要素となる都市公園、緑地及び街路樹などの緑地の適正な配置と整備を図ります。

写真

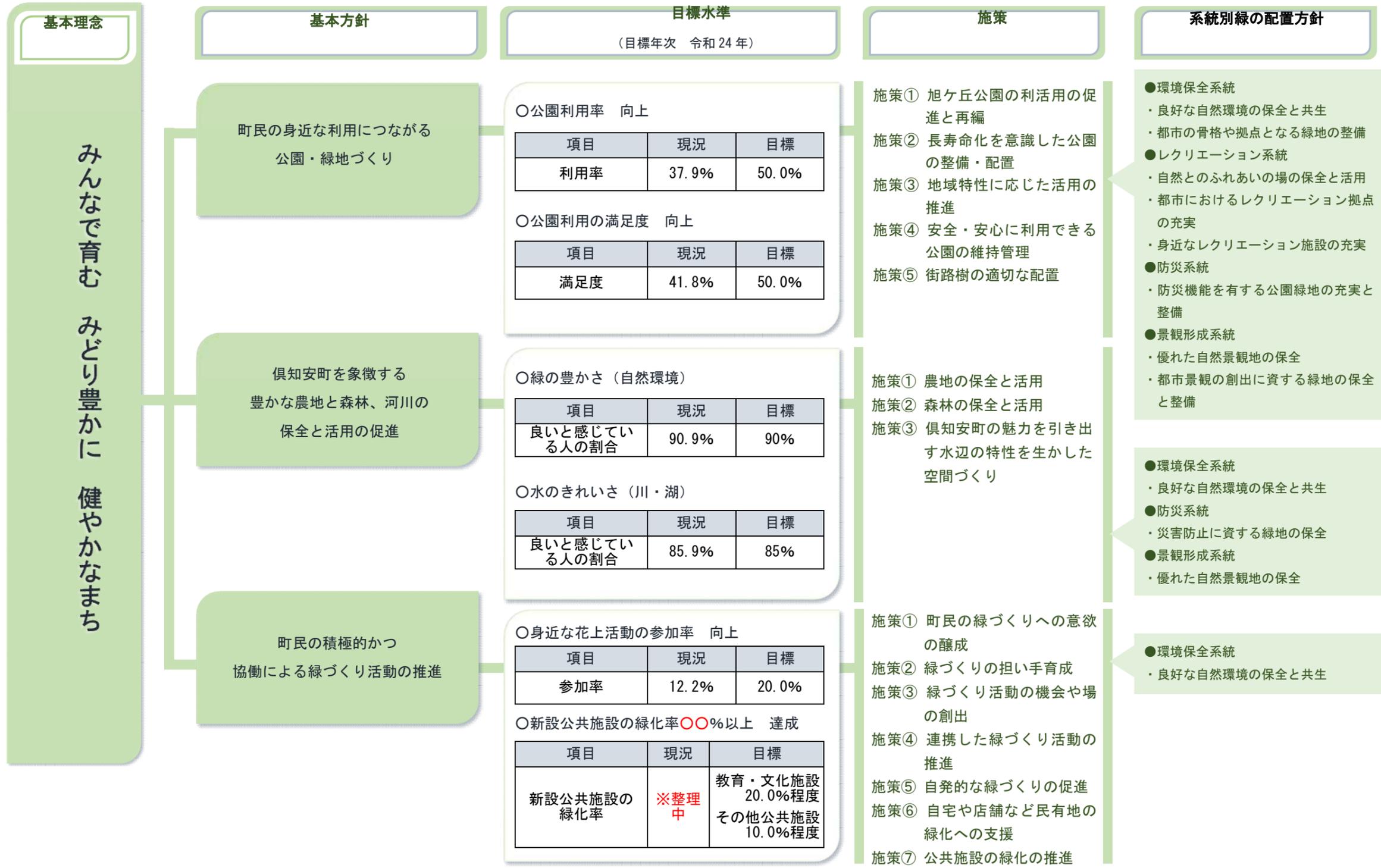
- 社寺林は、郷土を代表する歴史的・伝統的な景観を形成していることから、その景観の保全に努めます。
- 市街地内の緑化による都市景観の向上を図るため、積極的に公共施設緑地を取り込み、今後もその緑化に努めます。
- 北海道新幹線倶知安駅の駅前広場及び駅周辺は、ふるさとの風景とリゾートの玄関口にふさわしい潤いのある空間として、緑化に努めます

4. 将来像図



コメント 27 NEC
追々街なかにスポット充てた将来像図を作りたい

5. 計画の体系



6. 計画の目標水準

(1) 目標水準

本計画の基本理念を確実に実現していくための目標を、以下の通り設定いたしました。
目標年次は令和 23 (2041) 年とします。

1) 基本方針ごとの目標水準

1 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

①公園の利用率の向上

※R2 緑に関する町民アンケート よく利用 10.3% ときどき利用 27.6%

項目	現況 (令和 2 (2020) 年)	目標年次 (令和 23 (2041) 年)
利用率	37.9%	50.0%
備考	「よく利用する」「ときどき利用する」の合計	

②公園利用の満足度向上

※R2 緑に関する町民アンケート 満足 14.1% 多少満足 27.6%

項目	現況 (令和 2 (2020) 年)	目標年次 (令和 23 (2041) 年)
満足度	41.8%	50.0%
備考	「満足」「多少満足」の合計	

2 俱知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

①緑の豊かさ (自然環境)

※H29 第 6 次俱知安町総合計画策定のためのまちづくり町民アンケート

良い 49.4% どちらかといえば良い 41.5%

項目	現況 (令和 2 (2020) 年)	目標年次 (令和 23 (2041) 年)
緑の豊かさ (自然環境) について 良いと感じている人の割合	90.9%	90%
備考	「良い」「どちらかといえば良い」の合計	

②水のきれいさ (川・湖)

※H29 第 6 次俱知安町総合計画策定のためのまちづくり町民アンケート

良い 43.6% どちらかといえば良い 42.3%

項目	現況 (令和 2 (2020) 年)	目標年次 (令和 23 (2041) 年)
水のきれいさ (川・湖) について 良いと感じている人の割合	85.9%	85%
備考	「良い」「どちらかといえば良い」の合計	

コメント 28 NEC

10/27 星加さんより

(1) 計画のフレームに関して

「量」的な目標設定を今回はしない方向で考えていますので、

もしかしたら、この(1)は必要ないのかな、と思いましたが、

他の自治体ではどのような状況でしょうか。

→一旦削除した (10/28)

3 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進

① 身近な花植え活動の参加率の向上

※R2 緑に関する町民アンケート 参加している 12.2% 参加したい 21.3%

項目	現況 (令和 2 (2020) 年)	目標年次 (令和 23 (2041) 年)
参加率	12.2%	20.0%
備考	参加している	

② 新設の公共施設の緑化率

項目	現況 (令和 2 (2020) 年)	目標年次 (令和 23 (2041) 年)
新設の公共施設の緑化率	※整理中	教育・文化施設 20.0%程度 その他公共施設 10.0%程度
備考	現在の公共施設の緑化率平均	

5章 施策及び推進プログラム

1. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

(1) 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

1) 施策①旭ヶ丘公園の利活用の促進と再編

- 新幹線倶知安駅開設を踏まえた旭ヶ丘公園の新たな活用の検討、駅との連携した公園機能の再編を検討します。
- 老朽化したスポーツ・レクリエーション施設の再編・再構築の検討をします。



2) 施策② 長寿命化を意識した公園の整備・配置

- 倶知安町公園施設長寿命化計画と整合性を図り、老朽化した公園施設の計画的な修繕・更新を行うとともに、維持管理費の効率化に努めます。
- 四季を感じ倶知安を象徴する樹木を植栽するなど、利用者の居心地の良さを感じる質の向上を意識した公園機能の維持を図ります。
- 新幹線駅に伴い整備する駅前広場は、羊蹄山への眺望と緑の演出によるおもてなしの雰囲気、人々が滞留し非日常の賑わいが生まれる空間を創出します。



3) 施策③地域特性に応じた活用の推進

- 快適に安全に公園利用ができる環境を整え、多様性のある公園・緑地にしていくための柔軟な活用方法を検討します。
- 開発行為による法定緑地は、堆雪場の確保を前提とした配置、面積を確保します。
- 子育て世代が利用しやすく、多世代が多様性のある活動ができるよう、子育てや健康増進につながる公園機能の強化を図ります。



コメント 29	NEC
□ 倶知安町の意向メモ	
□ 旭ヶ丘公園の再編	
□ その他都市公園の整備・配置（長寿命化を踏まえた方向性）	
□ 緑地の確保（都計法の開発行為は、堆雪スペースの確保を前提とした緑地率）	
□ 緑化の推進（景観地区は重点区域と捉え、景観条例による緑化率の設定）	
□ 緑化の推進方策としては、花と緑のまちづくり推進委員会や農高との連携	

4) 施策④安全・安心に利用できる公園づくり

- 定期的な草刈りなどの植栽管理に加え、休憩施設や修景施設、街灯等の設備、遊具等不具合がないか定期的に点検をし、必要に応じて修繕するなど、安全な公園施設の維持管理に努めます。
- 避難場所となる公園や緑地などは、適正な防災機能の維持に努めます。
- 清潔なトイレの整備や美化、ユニバーサルデザインの導入等、利便性の向上を意識した拠点性の高い公園づくりを進めます。
- 街灯の修繕等、防犯面を高め、年代問わず安心して利用できるよう維持管理に努めます。
- 新たに整備する公園や改修する公園においてはグリーンインフラの視点を踏まえた整備に努めます。



5) 施策⑤街路樹の適切な配置

- 町内の都市計画道路においては、他の生活道路よりも歩道の幅員を広く確保していることから、潤いのある都市空間として植栽等による積極的な緑の確保が求められます。一方で、豪雪地域である本町にとって、歩道の一部と路肩を堆雪幅として確保する必要があり、街路樹が道路の維持管理にしばしば支障になることから、今後、新規の整備または改修の際には以下の考え方により計画的な配置に努めます。
 なお、近隣に樹林地等があるなど、緑が十分に確保されている区間においては除くこととします。また、街路樹を選定する際は、参考資料に掲載している倶知安町の自生種を優先して検討することといたします。

~~■歩道幅員により、以下のとおり街路緑化を進めます。~~

歩道幅員 4.5m以上	幅員 1.5mの植樹帯または広めの植樹柵を設け、原則、街路樹を植栽する。
歩道幅員 3.5m以上	植樹柵を等間隔に設け、原則、花壇とする。
歩道幅員 3.5m未満	植樹柵を設けず、施設帯においてプランター等による緑化に努める。



(2) 倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

1) 施策① 農地の保全と活用

- 後継者の確保に向けた支援を行い、担い手不足を生じさせない取り組みを推進します。
- 新規就農者への支援により、持続的な農地の保全につなげます。
- 地域の環境保全、景観づくりの活動を行っている地域資源保全隊の取り組みを支えます。
- 倶知安町の農業を広く知ってもらい、活用していくことで持続的な農地の維持につながることから、観光客による農業体験やグリーンツーリズム、リゾート地への農産物の供給など、観光とのつながりを図ります。
- 農業被害が懸念され生態系のバランスを脅かす特定外来種や有害鳥獣に対し、適切に対応していきます



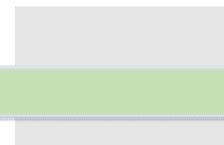
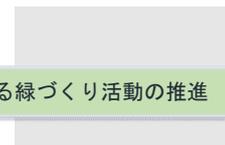
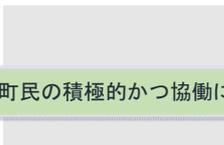
2) 施策② 森林の保全と活用

- 開発行為や建築行為における緑化を積極的に推進し、リゾート開発に伴う森林伐採を抑え、質の高いリゾート地の創出を進めます。
- カーボンオフセットの取り組みなど、森林保全につながる活動を支えます。
- 町有林や民有林においては今後も適切な森林の維持・利活用に努めます。
- 森林資源の循環利用を育むため、産業界連携の取り組みを推進します。
- 町民やボランティア団体との協働による環境共生型の森づくりの推進に努めます。
- 自然が有する水資源かん養、土砂流出防止、保健休養などの公益的機能、防災・減災機能を発揮できるようグリーンインフラとしての機能の維持に努めます



3) 施策③ 倶知安町の魅力を引き出す水辺の特性を生かした空間づくり

- 国・北海道・町・近隣市町村・関連団体が連携・調整しながら河川法等の法令に基づく水質保全などの適正な環境保全対策の充実を図ります。
- 河川緑地における草刈りや自然環境に配慮した治水対策など、安全な水辺環境と良好な自然環境の保全に努めます。
- 尻別川リバーパークはアクティビティや散策など、憩いの空間として親しまれているため、水と緑が調和した空間づくりの維持に努めます。



町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進

(3) 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進

1) 施策① 町民の緑づくりへの意欲の醸成

- 町民の緑への意識の醸成のため、大人から子どもまで対象にした自然教育の機会の創出を図ります。
- 町のホームページやパンフレットなどにおいて、町内の公園案内、身近な緑や町内の緑を巡る散歩コースなどの紹介を推進します。
- 公園の利用方法や緑づくり活動を実践している活動団体によるイベントなどについての情報発信を推進し、広く町民が活動に参加できる機会を伝えます。



2) 施策② 緑づくりの担い手育成

- フラワーマスター認定者制度等の活用などを通し、植物の育成管理の知識や技術、植栽などについて知る機会づくり、緑を適切に維持管理していくための緑づくりの担い手の育成を支援・確保します。
- 豊かな自然環境を引き継いでいくため、倶知安農業高等学校をはじめ教育機関との連携により、子どもたちから広く町民全体に環境学習や緑づくりについて学ぶ機会を創出し、将来の倶知安町の緑を担う人材を育成します。



3) 施策③ 緑づくり活動の機会や場の創出

- 花いっぱい運動や園芸市、シンポジウム、環境学習や花植え・植樹・農林業体験などのイベント等、緑に関するイベントの開催を検討し、楽しく緑づくりに関われる機会を創出します。



4) 施策④ 連携した緑づくり活動の推進

- 町民や事業者、活動団体、行政などの様々な主体との連携により、緑づくりの取組を推進します。
- 「市民緑地設置管理計画の認定制度」や「Park-PFI」等により、民間の公園管理や運営への参画が可能になったため、これらの制度を活用した緑づくりを検討します。
- 緑豊かなまち並みの景観形成を促進するため、景観法や景観計画、北海道における北海道美しい景観のくにづくり条例や北海道屋外広告物条例との整合性を図ったうえで、適切な緑の誘導に努めます。



5) 施策⑤ 自発的な緑づくりの促進

- 町内における緑化活動が活発になり、地域住民の交流の場としても機能するよう、町内会活動やシーニックパイウェイの活動など緑づくり活動を支えます。
- 事業者に対し、環境保全・景観づくりの視点による地域の緑づくりへの取り組みを促します。



6) 施策⑥ 自宅や店舗など民有地の緑化の推進

- それぞれの住宅や商業施設等の民有地において、植栽や花壇等による暮らしを彩る身近な緑が増えるよう、緑化を推奨します。
- 特に JR 倶知安駅周辺などの賑わいにつながる緑化を積極的に推進します。
- 各家庭や事業所においても、景観計画と連動した緑化を推進します。



7) 施策⑦ 公共施設の緑化の推進

- 街路樹や花壇、公共施設の緑化における緑の空間の充実を図るため、倶知安町農業高校やフラワーマスターなどの活動団体と協力した取組を推進します。
- 緑化により賑わいのあるまちなみを形成するため、役場や公民館、学校など、公共公益施設の敷地および街路樹など公共の場では、施設の道路に面した部分や駐車場、入口部等の緑化を推進し、倶知安町を象徴する樹木や花の植樹を勧め、適正な管理に努めます。



2. 緑化を推進する地域の方針

(1) 推進地域の方針

賑わいの拠点や景観形成において重要な軸となる道路や地域に対し、重点的に推進します。

(2) 推進地域

1) JR 倶知安駅周辺

本町の緑化重点地区については、JR 倶知安駅を含む中心市街地地区が現段階で候補地としてあげられます。

当地区は、北海道新幹線開業後の倶知安駅では、構想があり本町の玄関口として国内、国外からの来訪者との交流の場として重要な役割をこれまで以上に担うことになるため、駅前広場や駅周辺の施設において、景観形成の観点から緑化を積極的に推進していきます。

写真

2) リゾート地区

リゾート開発に伴う森林地域における無秩序な伐採、建築物が密集するエリアにおける身近な緑の喪失による滞在空間の質の低下が懸念されることから、既存木を残す、新たに植樹する等を計画的に確保し、リゾート地区全体の質を高めるため、建築敷地単位による『緑化率』のルール化を図ります。

写真

3) その他

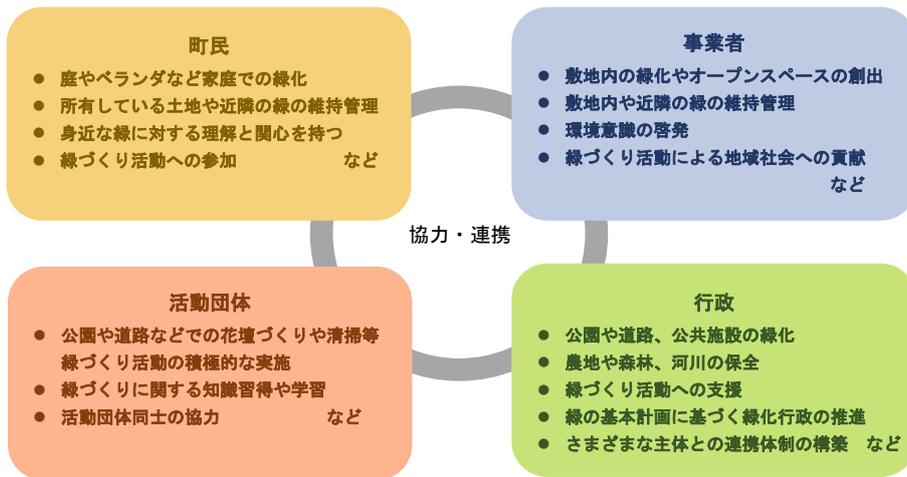
今後、土地利用の動向により、より良い景観や魅力の向上が求められる地域や道路においては、積極的に緑化を推進していきます。

写真

6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

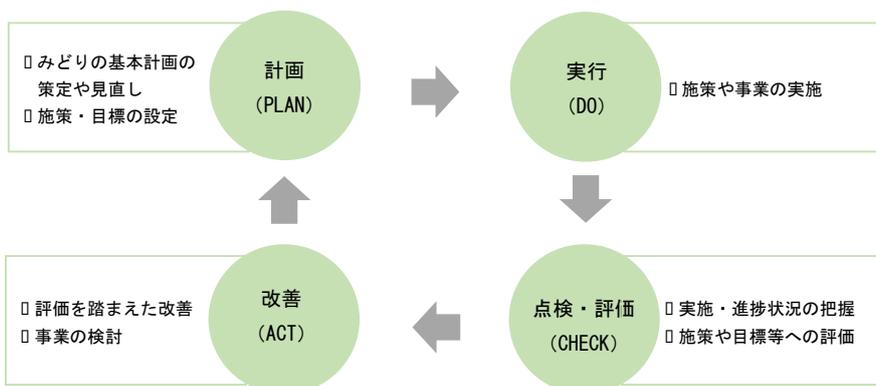
本計画の推進を確かなものとするため、町民や事業者、活動団体、行政等、さまざまな主体がそれぞれの立場でそれぞれの役割を果たしながら、協力・連携して取り組んでいきます。



コメント 30 NEC
各主体の役割（図中・～）は、札幌市や長泉町の書きっぷりを参考

2. 計画の進行管理

□ 本計画は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACT）を繰り返して継続的な業務改善を図る「PDCA サイクル」というマネジメント手法の考え方に基づき、計画の進行管理を進めます。



コメント 31 NEC
内容は札幌市を参考にした

参考資料

1 倶知安町の自生種

(1) 木本

分類	種名	生活型	常緑・落葉／ 広葉・針葉	街路樹	備考
森林植物	シラカンバ	高木	落葉 広葉	○	
	シナノキ	高木	落葉 広葉	○	
	オオバボダイジュ	高木	落葉 広葉	○	
	ハリギリ(センノキ)	高木	落葉 広葉	○	
	ヤマハンノキ	高木	落葉 広葉		
	ハルニレ	高木	落葉 広葉	○	
	オヒョウ	高木	落葉 広葉		
	シウリザクラ	高木	落葉 広葉	○	
	ヒロハノキハダ(キハダ)	高木	落葉 広葉	○	
	イタヤカエデ(エゾイタヤ)	高木	落葉 広葉	○	倶知安町の町木に指定
	ベニイタヤ(アカイタヤ)	高木	落葉 広葉	○	
	ハワチワカエデ	高木	落葉 広葉	○	
	ミズナラ	高木	落葉 広葉	○	
	ダケカンバ	高木	落葉 広葉		山地では低木
	ホオノキ	高木	落葉 広葉	○	
	キタコブシ	高木	落葉 広葉	○	
	エゾノキヌヤナギ	高木	落葉 広葉		
	エゾノバッコヤナギ	高木	落葉 広葉		
	オノエヤナギ	高木	落葉 広葉		
	タチヤナギ	高木	落葉 広葉		
	ヤチダモ	高木	落葉 広葉	○	
	アオトドマツ	高木	常緑 針葉		
	エゾマツ	高木	常緑 針葉		北海道の木に指定
	アカエゾマツ	高木	常緑 針葉	○	北海道の木に指定
	ナナカマド	高木	落葉 広葉	○	
	オガラバナ	低木、小高木	落葉 広葉		
	ムシカリ	小高木	落葉 広葉		
	エゾアジサイ	低木	落葉 広葉		
	チョウセンゴミシ	つる性木本	落葉 広葉		
	ミヤママタタビ	つる性木本	落葉 広葉		
	カラマツ	高木	落葉 針葉		北海道の自生ではないが、 植林して生息
	サイハダカンバ(ウダイカンバ)	高木	落葉 広葉		
	コシアブラ	高木	落葉 広葉		
	ハリギリ	高木	落葉 広葉	○	
	ミズキ	高木	落葉 広葉	○	
	オオバクロモジ	低木	落葉 広葉		
	ツノハシバミ	低木	落葉 広葉		
	ヤマブドウ	つる性木本	落葉 広葉		
	サルナシ(コクワ)	つる性木本	落葉 広葉		

出典：倶知安町百年史下巻、北海道の緑化樹（社団法人北海道造園建設業協会）、
新版北海道の樹（北海道大学図書刊行会）

(2) 草本

	分類	種類	種名		
1	山地植物	草本植物	陽生矮性草本 カタクリ		
2			陽生矮性草本 フキトウ		
3			陽生矮性草本 キクザキイチリンソウ		
4			陽生矮性草本 ニリンソウ		
5			陽生矮性草本 エゾエンゴサク		
6			陽生矮性草本 フデリンドウ		
7			高茎草本 アマニュウ		
8			高茎草本 エゾニュウ		
9			高茎草本 オニシモツケ		
10			高茎草本 チシマアザミ		
11			高茎草本 ヨブスマソウ		
12			高茎草本 オオヨモギ		
13			高茎草本 アキタブキ		
14			高茎草本 オオイタドリ		
15			高茎草本 オオウバユリ		
16			ススキ		
17			ヨツバヒヨドリ		
18			ヤマハハコ		
19			エゾノコンギク		
20			ヤマハギ		
21			スミレサイシン		
22			オオタチツボスミレ		
23			ミヤマスミレ		
24			オドリコソウ		
25			ダイコンソウ		
26			オオダイコンソウ		
27			カラフトダイコンソウ		
28			ヒトリシズカ		
29			オクエゾサイシン		
30			サンカヨウ		
31			ギョウジャニンニク		
32			オオアマドコロ		
33			ユキザサ		
34			マイズルソウ		
35			オオバナノエンレイソウ		
36			エンレイソウ		
37			ホウチャクソウ		
38			シラネアオイ		
39			高茎草本 エゾイラクサ		
40			高茎草本 オオハナウド		
42			高茎草本 ハンゴウソウ		
45			耕地雑草	畑地雑草	弱害雑草 エノキグサ
46					弱害雑草 ナズナ
47					弱害雑草 ハナイバナ
48	弱害雑草 ホウコグサ				

49		弱害雑草	ノボロギク
50		強害雑草	ツユクサ
51		強害雑草	スベリヒユ
52		強害雑草	イヌタデ
53		強害雑草	オオイヌタデ
54		強害雑草	ヒメスイバ
55		強害雑草	エゾタチカタバミ
56		強害雑草	ハチジョウナ
57		強害雑草	コヌカグサ
58		強害雑草	シバムギ
59		強害雑草	コウボウ
60		強害雑草	エゾノギンギシ
61		強害雑草	カラスビシャク
62	水田雑草	強害雑草	ナガノウナギズル
63		強害雑草	ヤナギタデ
64		強害雑草	ヤノネグサ
65		強害雑草	アキノウナギズル
66		強害雑草	ミソソバ
67		強害雑草	キツネノボタン
68		強害雑草	タガラシ
69		強害雑草	ヒメヘビイチゴ
70		強害雑草	ミゾハコベ
71		強害雑草	ミズハコベ
72		強害雑草	キカシグサ
73		強害雑草	チョウジタデ
74		強害雑草	オオチドメ
75		強害雑草	シロネ
76		強害雑草	ヒメシロネ
77		強害雑草	ヒメナミキ
78		強害雑草	アゼナ
79		強害雑草	タヌキモ
80		強害雑草	アゼムシロ
81		強害雑草	タウコギ
82		強害雑草	エソノタウコギ
83		強害雑草	ヘラオモダカ
84		強害雑草	サジオモダカ
85		強害雑草	アギナシ
86		強害雑草	オモダカ
87		強害雑草	ヒルムシロ
88		強害雑草	コナギ
89		強害雑草	ヒロハノコウガイゼキショウ
90		強害雑草	コウガイゼキショウ
91		強害雑草	イボクサ
92		強害雑草	ヒロハイヌヒゲ
93		強害雑草	スズメノテッポウ
94		強害雑草	ケイヌビエ
95		強害雑草	タイヌビエ
96		強害雑草	ドジョウツナギ
97		強害雑草	エゾノサヤヌカグサ
98		強害雑草	アシボン

99		強害雑草	ホソバドジョウツナギ
100		強害雑草	ハイドジョウツナギ
101		強害雑草	ウキクサ
102		強害雑草	アオウキクサ
103		強害雑草	ヒメクグ
104		強害雑草	タマガヤツリ
105		強害雑草	ウシクグ
106		強害雑草	マツバイ
107		強害雑草	ハリイ
108		強害雑草	スマハリイ
109		強害雑草	ホタルイ
110		強害雑草	コホタルイ

出典：倶知安町百年史下巻

2 倶知安町の外来種

(1) 特定（要注意）外来種

- 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の指定等状況
- 特定：特外来生物の略。特に問題の大きな外来種を国が外来生物法により特定外来生物として指定し、運搬や飼養等を規制するとともに防除を推進することとしている。
- 要注意：要注意外来生物の略。外来生物法による法規制ではないが、国が生態系に悪影響を及ぼしうる外来種を選定し、個人や事業者等に対し、適切な取扱いを呼びかけている。
- A2：本道に導入されており、定着でき、定着しており、本道の生態系等へ大きな影響を及ぼしており、防除対策の必要性について検討する外来種

	区分	分類	種名	外来生物法
1	北海道ブルーリスト	A2 植物	オオハンゴウソウ	特定
2			オオアワダチソウ	要注意
3			アメリカオニアザミ	要注意
4			セイヨウタンポポ	要注意
5			ヘラオオバコ	要注意
6			ブタナ	要注意
7			コウリンタンポポ	
8			ムラサキツメクサ	
9			シロツメクサ	
10			フランスギク	
11			ブタクサ	要注意
12			イワミツバ	
13			ハリエンジュ	要注意
14			キショウブ	要注意
15			オランダガラシ	要注意
16			キバナコウリンタンポポ	
17			セイトカアワダチソウ	要注意
18	緊急対策外来種 生態系被害防止外来種リスト	草本植物（陸生植物） 草本植物（水生植物）	アレチウリ	特定
19			オオキンケイギク（コレオプシス・ランケオラータ）	特定
20			ツルヒヨドリ（コバナツルギク、ミカニア・ミクランサ）	特定
21			オオハンゴンソウ（ルドベキア・ラキニアータ、ハナガサギク、ヤエザキハンゴンソウ、ヤエザキオオハンゴンソウ）	特定
22			ナルトサワギク（コウベギク）	特定
23			ナガエモウセンゴケ（ナガエノモウセンゴケ、ドロセラ・インターメディア）等の外来モウセンゴケ類	特定
24			ビーチグラス	特定
25			外来アゾラ類（外来アゾラ、外来アカウキクサ）	特定
26			ナガエツルノゲイトウ（ミヅツルノゲイトウ、ミズツルノゲイトウ）	特定
27			オオバナミズキンバイなどを含むルドウィギア・グランディフロラ	特定
28			オオフサモ（パロットフェザー、スマフサモ、ヌマフサモ）	特定
29			ブラジルチドメグサ	特定
30			オオカワヂシャ（オオカワジサ）	特定
31			ミズヒマワリ（ギムノコロニス）	特定
32			スパルティナ属	特定
33			ポタンウキクサ（ウオーターレタス）	特定
34			エフクレタヌキモ	特定

出典：北海道ブルーリスト、生態系被害防止外来種リスト